
平成28年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成28年3月7日 (月曜日)

議事日程(2)

平成28年3月7日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (11名)

1番 松上 宏幸 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 4番 内海 猛年
6番 妹川 征男 7番 貝掛 俊之 8番 田島 憲道 9番 辻本 一夫
10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【欠席議員】 (1名)

5番 刀根 正幸

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	井上康治
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 1 8 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 11 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 6 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6 番 妹川 征男君

6 番、妹川です。きょうは皆さんおはようございます。

通告書に書いておりますが、きょうは特別養護老人ホームの件とほかに 2 点あります。

平成 22 年度の特別養護老人ホーム 50 床についてを問うわけですけど、昨年 10 月ぐらいにですね、ソレイユがもう開園しておりますし、今さら何で 22 年度かということと言われる町民の方、また執行部の方もおられるかもわかりませんが、22 年度の問題については、まだ未解決です。異様に事実とかけ離れた、しかも不正な事務処理が行われているということについて、町民の皆様からもこれは徹底して追及してほしいと。ないしは田屋区民の方からもですね、これについてはなかったものがあるというような、いい加減なそういうことがまかり通るような町政ではだめだと。ぜひやってほしいという声も強くあります。したがって、この問題について、私が納得するまで、そして町民の皆様が納得するまで延々と続けざるを得ないと思っております。

まず、最上が提出した申請事務の住民説明会の事実関係を尋ねる。(1)「最上は住民説明会を行っていない。」平成 22 年度ですね、と地元田屋区民は主張する。しかし、同社は住民説明会を行ったとして議事録を町に提出している。芦屋町は同社が住民説明会を行っているかと判断していますか。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 22 年度の整備に当たりまして、町は独自の協議要項を定めておりませんので、福岡県の高齢者福祉施設等整備方針に基づき、事業者から提出される書類を確認し、意見書を添えて福岡県へ協議を行っております。この事務手続で問題はないことは、福岡県にも確認しております。

結果としまして、事業者より建設地域での住民説明会議事録が協議書類の一つとして提出され、

その後、福岡県においても当該協議書が受理された後、福岡県の高齢者福祉施設等整備方針に基づき事務が処理されております以上、当該説明会が開催されたものと判断せざるを得ないと考えています。

また、26年11月14日に福岡高裁で言い渡された、文書非開示処分取消等請求控訴事件の判決において、福岡高裁の判断が示されています。福岡高裁は、「原判決が認定するとおり、関係区域の住民の説明会が予定されている以上、上記情報は住民にとって容易に推知することができる。」とし、関係区域の住民の説明会が開催されていると認定しております。なお、このことが情報開示の根拠ともなっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

長々とですね、説明されました。芦屋町は留意事項は設定しておりませんでした。これについては論議いたしません。また次回ですね、これは。それとか裁判所に出されたものが住民説明会の議事録を出したことによって、あなたたちはやぶ蛇だったんですよ。あなたたち町が流域住民の説明会をやったと。議事録があるとそういうふう言うならば、言うならばね、開示しなさいと。公になっているじゃないですか。だったら地番を出しなさいと。そのようなことなんですけど、要するに今は住民説明会はあったとみなしているということでしょうけど。

じゃあ田屋区民はあってないと、住民説明会なんかあっていませんよと言っていることについてはあなたはどう思いますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

その件に関しまして、特段答弁はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

最上さんの住民説明会の議事録を信じるのか、田屋区民の約80名、40世帯ぐらいありますから、約100名の方々の声を信じるのか。町長どうですか。確認に行ってみたらどうですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

私も、妹川議員、このこと議会で、もう既に数多く質疑されていますが、まず田屋区の22年ですよね、22年のことを言われていると思うんですが、我々行政といたしましても、この分けて考えなくてはいけないんですが。22年度当時というのは、地域は遠賀中間地域、ここで福岡県が50床を公募するということで出された案件だと思うわけですが。その22年当時の公募要綱だとか、それ以後の変遷だとかそういうことは妹川議員もよく御存知のはずであるわけですが、この当時の、例えば県の対応ですよね。県が対応するそのときに業者さんが、妹川議員は行政が何か変なことをやっているという前提の中でいつも質問をされています。結局、これは私が何度もお話したように、これは事業でございます。介護事業。事業者がみずから県に出向いて行って、どういう書類がいるんでしょうか。要綱はいつから出すんでしょうか。というふうに、事業者がみずからやらなくちゃいけない。事業者が結局、そこの予定地を見つけて、そしてやったと。住民説明会が必要であるかないかということでは、県が判断するわけですが、書類を出しました。事業者が県に書類を出しました。そして県がそれを認めました。ただそれだけの話であってですね、行政は県から、何度もこれもお話した。書類のチェックをなさいと。その書類の中身の吟味をなさいとということまでは、県は言っていないわけです。だから、妹川議員がそう言われるのであれば、これは的はですね、町じゃないでしょ、県でしょ。何で県に、決定権者はいつも言われるように、県なんです。書類をチェックして、じゃあ住民説明会が行われていないと田屋が言いよるじゃないですか、地元が言いよるじゃないですか。それを県はなぜ、受理したんですかというような話が、本筋ではないかと思っております。

私も田屋が地元でございますので、田屋の人の話をよく聞いております。非常に田屋の方では、迷惑がかかっているわけでございます。この件に関しまして。ある意味じゃ二分をしたようなところもあります。今はもう落ち着いておりますが。それをまさにまた、いろいろこの件でおとなしく生活されておる方に対して、またここで何かこう、また油を注いで火をつけるような、そういうことをなぜされるのか、私はもう理解に苦しむわけでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

長くは言いませんが、そういう住民説明会の議事録が、それと区の同意、区長の同意書は二つあるんですよ。24年、25年、26年は住民説明会の議事録は必要はないけれど、22年度は両方あるんですよ。そして、それについて、私は県に問い合わせしましたよ。そうしますと、県は「そういう住民説明会議事録があって、それがにせものであれ、何であれ、そんなことは点検

いたしません。町がするんですよ。町の選考委員会、審査会でやるんですよ。それまでに、その福祉課がやらなくちゃなりませんよ。」こういう回答ですよ。まあいいです。

これでね、次にいきますが、時間がありませんので。そして、そういう形でですね、まあ要するに、今の私の質問に対して答えになっていませんね。いろいろなことを言われましたが、言い回しはいいですが。あなたは田屋区の前の区長、組長さんに尋ねに行きませんか。行ってないんですね。それでいいです。行ってないということ。

じゃあ2番に行きます。時間がありませんので。

2番目は、平成27年3月議会において、特養に関する調査特別委員会設置の請願書が提出された。請願書が提出されたわけですね。2回目になります。そして、1回目の請願書も否決です。2回目の請願書が3月議会に出されたんですが、このときには、芦屋町議会は昨年9月の1回目の議会で百条委員会を求める請願書を否決しました。しかし、福岡地裁、高裁と町は全面敗訴の判決が下されており、状況は大きく変わっています。再度、議会は調査特別委員会を設置し、疑惑の徹底解明に取り組むべきですというような請願書が出されましたが、これもまた否決。賛同者は私一人でした。その中にですね、最上に関する件で、②私の文面ですので、留意事項には住民説明会の議事録が必要とある。田屋地区では住民説明会は開催されていないにもかかわらず、株主最上から住民説明会の議事録が提出されていると町は議会で答弁し、また裁判所に準備書面として提出している。その住民説明会の議事録が虚偽の文書であるという断定的になさっている中で、この資料の皆様方に配付しております資料の2を御覧になってください。3ですね、3。半切れです。これが27年度芦屋町議会第1回定例会、3月議会ですが、8回目の文教委員会で、3月の18日に開催年月日、そして議案第40号がありまして、その下の請願第1号に芦屋町議会内に調査特別委員会（百条委員会）の設置を求める請願書についてということが、民生文教委員会でありました。私も請願人として、参考人として招集されました。私がいろいろ言いたいことはですね、言えなくて、質問だけ答えてくださいということでしたので、まあ質問だけ答えましたけれども。そして、その後ですね、民生文教委員会内に吉永課長が呼ばれました。いろいろ民生文教委員の議員の皆さんがいろいろ質問する中で、たくさんの問題点があります。ようこんなことがね、吉永課長が言われるなあ。民生文教委員の皆さん、しっかりしてくださいよと言いたかったけれど。その中の一つ、松上議員がその議事録は、虚偽の文書であるにもかかわらず、議事録ですね。虚偽の文書でもあるにもかかわらずと書かれているが、なぜ疑われることになったのか。福祉課長、その次読んで下さい。

○議長 小田 武人君

妹川議員、質問の形式でやってください。一般質問ですから質問をしてください。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この文章どおり読んでもらえればよかったですけど。松上議員がなぜ疑われることになったのかと。福祉課長さんは、町は裁判書に準備書面として、議事録を提出していない。26年5月9日に当該事業者から提出された平成22年度高齢者福祉施設整備にかかわる建設予定地の関係区域の住民に対する説明会の内容などという書面に、事業者が行った説明会の案内、説明内容、配付書類等が記載されており、内容が具体的に記されていたものであることから、町は証拠として裁判書に提出された。しかしながら、原告NPO法人ニューオンブズ、原告は久野氏ですね。は、住民説明会は行われていないというばかりで、それを実証する書面等は全く提出していないので、根拠があるかどうか疑問である。なお、22年度当時、当該事業者は最上ですね。福岡県の整備方針における添付書類の一つである議事録を町に提出しており、町から福岡県に提出している。これ、どういう意味ですか。

質問しますが、町は裁判所に準備書面として議事録を提出していない。しかし、事業者から提出された住民に対する説明会の内容という書面はと書いてありますが、この資料の1、2のどれです。私が配付しています、これの資料のどれを言いますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町として提出したものは資料の2でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

もう一つ。今あったでしょ、もう一つ。芦屋町は事業者から受け取って町に提出して、町から県に出したものはどれですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

資料の1でございます。

それと、先ほどの質問に関連しましてですね、ちょっと妹川議員、間違えておられますので訂正をさせていただきたいと思います。22年度分の整備に当たりましては、区長さんの同意書と住民説明会議事録両方がいりますよとおっしゃられましたけども、住民説明会議事録だけで結構でございます。

それから、もう一つ、審査のことも言われておりましたけれども、私は24年にすぐ福祉課長

に就任して、この内容の審査、協議書類の内容の審査については、応募者に関しては資金計画、建設費など多岐にわたることから、福岡県の担当者へ確認したところ、市町村は必要な資料がそろっているかなど形式的な審査を行うことということで説明を受けておりましたので、ちょっとその点が違いますので、よろしく願いいたします。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

確認ですけど、平成22年度は住民説明会議録と私は同意書があるというふうに言ったけど、その点ですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのとおりでございます。22年度につきましては、協議書類の中で建設地域での住民説明会議事録、これが必要ですよというのが福岡県の整備方針に示されている内容です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ区長の同意書はいらなかったということですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

必須事項としては、必要ございません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあ住民説明会議事録は必要であったと。いいんですね。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

提出書類一覧表の中には、建設地域での住民説明会議事録、任意様式ということで記載されております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私はそういうふうの確認、認識しておりませんが、また調べましょう。

ところで、皆さん方、資料の1を見てください。これが住民説明会議事録。同意書はいらないと。区長の同意書はいらぬ。初めて知りました。でも、住民説明会議事録は必要であるということで、右のほうは、2番のほうは、日付を見てください。平成26年5月9日です。そして、左のほうの1番は平成22年6月11日です。まあいろいろ疑問点が出ます。これは応募書類の締切日は6月11日なんですよね。6月11日にこういう住民説明会を仮に開いたとしてですよ、こんなものが出てくるのかなど。田屋の人たちは、俺たちをばかにしとるんじゃないかと。こんなことで住民説明会議事録かと、議事録かと。第一これを誰が受け取ったんですか。こんな小学生が書くようなものを。最上さんが印鑑もない、そしてこれに対して、ちゃんとした区長の同意もない。宛名もない。誰が受け取ったんですか、これ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

住民説明会議事録、先ほど言いましたように任意様式ということで、その様式に印がいたりかひな形というのが示されておりませんでしたので、これでも有効な住民説明会議事録として、結果的に町が受け取って、そして県へ進達して協議書を提出してということで、町、県とも受領したというのが一連の事務手続ではないかと思えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

町が受け取ったその当時の課長は、どなたですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

22年のこの協議書を受領した6月11日の当時の課長は、藤崎福祉課長でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

芦屋町の住民がですね、何か申請書を出したり、書類を出したりしたときにですね、こんないいところかげんのね、私はいいところかげんと言われて、ある議員から「あまり下品な言葉やないか。」と言われたことがあります。私はあえて言いますよ。いいところかげんじゃないですか、こんなの。こんなのを受け付けること自体がおかしい。そしてこれを県に出す。私はもうちょっと、事務処理については、しっかりやってほしいと思います。

それで、また戻りますが、3枚目ですね。しかしながら原告は住民説明会が行われていないと言うばかりで、それを実証する書面等は全く提出していないので、根拠があるかどうか疑問であると。この点についてはどう言われますか。どういう言い回しで。何か子供にわかりやすく説明したつもりかもしれませんが。私は、その松上議員に対して、失礼ですよ。こんな言う形の。いかがです。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当該委員会での答弁は、文書非開示処分取り消し等請求に関連する一連の裁判の内容や手続について説明させていただいたものでございます。裁判ではそれぞれの主張は準備書面として意見をまとめ、その意見に証拠書類を裁判所へ提出して事実を争っていきます。この件に関しては、原告から住民説明会が開催されていないとの準備書面での主張があったので、町は書面で当該事業者から住民説明会の実施に関して確認を求め、裁判所に証拠書類として提出しています。しかし、原告は準備書面の資料として、住民説明会が開催されていないことを証する書面が添付されていないことを言っているものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

じゃあですね、原告の人はですよ、私もそうかもしれませんが、住民説明会は開かれていないという文書書類をどうやって出しますか。ないものをあると、ないものを。原告は住民説明会が行われていないと言うばかりで、それを実証する書面等は全く提出していない。出しようがないじゃないですか。どうやって出せっていうんですか。もういいです。

はい、次行きます。行きます、次。どうやって出せばいいのかなと思うんですよ。しかしね、出しているじゃないですか。田屋区民の人が。ちゃんと陳情書に出ているやないですか。証拠出しているじゃないですか。この証拠は、裁判所の結論が出て、判決が終わった後に。これはその

前ですよ、この委員会は。この委員会があったのは、23年3月18日でしょ。この裁判の陳述書は前の年ですよ。前の年の26年7月17日、あなたの手元に入ったのがその後の1週間ぐらい先かもわかりません。こういう4ページの陳述書が出ているじゃないですか。これ、見ましたか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

確認しております。(発言する者あり) その資料につきましては、裁判所として提出された主旨がいわゆる住民説明会が開かれていないということで出された資料でないことも確認しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

町長も御覧になったと思いますが、ちょっと読み上げましょうね。これは、私、本人の了解で読み上げていいですよ。でもこれ、時間がありません。あなたみたいに、私に、地主さんに言って、妨害をしたの、それから久野氏に対してどこの妨害したのと言って、本人の了解なしに裁判書に出すことはしませんよ。ちゃんとその方に、この資料について簡単ですが、説明しますがよろしいですかと。この方は今、町のボランティア活動をなさり、準公務員としてですね、準地方公務員ですか。そういうことで芦屋町にとって非常に貢献されている方ですね。その方は前の組長であり、また区長であった。そして今、そういう貢献をされている方ですけど。

本日、被控訴人代理人から本件訴訟に提出された平成26年5月9日付のこの住民説明会のこれですね。ナンバー2、この書類を2番目を見ました。そして建設予定地の関係区域の住民に対する説明会について、平成22年6月11日、18時30分から20時までの間に、多分公民館だろうと、で、開催したことが書かれています。しかし、そもそも平成22年度高齢者福祉等の整備計画にかかわる田屋区での住民説明会に対する説明会は開催されていません。本件文書について、今、皆さん方お持ちのナンバー2ですね、一部黒塗りもありますが、明らかに事実と異なる内容が書かれていると思います。なぜ、平成22年度説明会が行われていないかと言えるか。以下お話ししますと。そして延々と具体例を書かれてあります。これ、読み上げるわけにはいきませんので。

最後にですね、まとめ。以上のとおり平成22年度説明会は存在していませんでした。当時の区長に会い、添付の同意書に署名、押印をただけで、どうして地域住民への説明会と周辺住民

からの同意があったと言えるのでしょうか。この方にも先日お会いしましたが、「まだそんなこと言っているんですかと。芦屋町ってだめですね。何でこんなに隠蔽せないかんのか。堂々と聞きに来ればいいじゃないですか。」と。なぜ行かない。でもいろいろ言われましたから、それでいいですよ。これはまた次回に回さざるを得ませんので。

そして、議員の皆様、民生文教の皆様、やはりこういうね、吉永さんのこの言葉の言い回し、そういう言い回しに負けない、負けられないようにですね、やっぱりやっていただきたいなというふうに思います。

じゃあ、次にいきますが。3番目、22年度の特養50床について福祉課長は公募したと言うが、それを実証するデータ、ホームページのコンテンツ、書面と証拠書類は存在しますかということで、一応資料のですね、3番、4番を見ていただきたいと思います。4番を見ていただきたいと思います。これが左のほうの伺い書、起案書とも言うんでしょうかね。平成22年度高齢者福祉施設の手続について。2行目、50床が計画され、市町村を通して県への協議書類の提出が6月30日となっています。下から3行目、提出期限を6月1日金曜と決めてよろしいかお伺いします。また、その周知を広報で行うべきですが、時間がないため、町のホームページにより周知を行います。それで私は情報開示請求をしたんですよね。そうすると4番の右側、これが手続だと。これ、書類が初めなかったんですよ。一切ありませんと。このコンテンツもありませんし、書類もありませんということでしたけれど、あとからこれが出てきたわけですよ。これを、ホームページに載せたということでしょうね。

はい、次のページです。5ページを見てください。これは、24年、25年度の整備方針についてということで、平成24年9月7日、まあちょっと読んでもらってですね、これはホームページとそれから広報誌に載せてありました。26年度も載っています。これが、右のほうがよろこ町長室へということで写真、これ、カラーですけどね。これがホームページのコンテンツ。これ、なぜ22年度ないんですか。もう削除したからありません。もう回答は前回と同じですかね。どうぞ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まずこの要旨3に対する回答なんですけども、公募に関するホームページのコンテンツの写しはございません。22年5月18日を起案日とした公募による協議手続の受け付けに関する決裁書面及び公募に係るホームページの原稿は書面で保存しております。

関連しまして、22年6月14日の民生文教常任委員会で公募結果の説明をさせていただいたほか、22年第4回定例会においても、選定結果を報告させていただきました。

なお、ホームページの電子データにつきましては、芦屋町文書事務取扱規程の対象外であるとともに、芦屋町インターネット利用要綱12条により各課長の判断により管理されますので、担当課長によりデータは削除されたものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

これは、ホームページに出る、いろいろな入札、落札、それからいろいろな募集要項とか、そういうものについては、全職員が見られているわけですよ。全職員がこういうコンテンツを見て、そして、その内容について確認をする。これは福祉課だけじゃなくて、職員の皆さんが見られるし、もちろん町内外の県外の方も見られるかもわかりませんが。実はですね、庁舎内外からですね、この22年度のホームページは開かれていなかった。そういうページに載せてなかったんですよというような話が入ってくるんですよ。もちろん箝口令を敷かれているかもしれませんが、箝口令が開いて、そういう特別養護老人ホームについては、一切口外するとかいう話があるかもわかりませんが、そういう22年度についてはホームページには募集はしていません。こういう話がありますし、私も電話が入ってきました。直接本人が言うわけにはいかないから、私は親戚の者やということもね、耳に入ってきましたので。私はますますね、このコンテンツがないこと自体がおかしいじゃないですか。コンテンツを、データを出しなさい。この22年度のデータを消したなら、これ自体の印刷物があるじゃないかと聞いたら、「ありません。」でしょ。ないでしょ。前もそう言われました。ますます疑惑が、不信が募るじゃありませんか。

じゃあ、次に行きます。そこでね、4番目、内部告発者保護条例を制定する気持ちはありませんかということなんです。内部告発者保護条例というのが、公益通報者保護法、平成18年にできています。皆さん御存知でしょうか。平成18年に施行された公益通報保護法は別名内部告発者保護法という。今、新聞紙上でもものすごく問題になっています。食品の偽装表示や自動車のリコール隠しに関する事件など企業の不祥事が従業員等の内部告発で明らかになる事例が多発したことなどから、こうした公益通報者の保護及び国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の遵守を、コンプライアンスにより、国民生活の安定と社会経済の健全な発展に資することを目的として制定されております。そこで、官庁はもちろん、全国の自治体でも条例制定の動きは盛んになってきています。

そこでお聞きしますが、消費者庁はこの担当庁は消費者庁なんですが、公益通報者保護法の施行状況の調査について、毎年全国の自治体にアンケート調査を行っています。芦屋町はどう答えてきたかと。そして、職員等からの内部告発、内部情報、これについては相談窓口の設置は芦屋

町はどうしておりますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

内部通報につきましては、芦屋町では条例等制定しておりませんが、当然その内部の職員からの通報、相談については総務課のほうにおいて適切に今、対処していきたいというふうに考えております。また通報者の保護についても行うように考えております。公益通報をしたことを理由とする一般職の地方公務員に対する免職、その他不利益な取り扱いの禁止については、地方公務員法に定めがありますので、それに基づき準用できるものと考えております。先ほど消費者庁のほうで、調査があつているという形で、町のほうで設置をしているか窓口については、26年度の報告についてはまだ設置をしていないという形で報告は出しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

消費者庁のネットから調べましたところ、公益通報者保護法の施行状況調査を毎年、8年、9年やっているんですね。ところが、それによりますと、たくさんの資料の中でですね、その全国の県、市町村ですね。町ではですね、通報相談窓口の設置状況は設置している町が36.4%、そして設置する予定である2.5%、設置するか否か検討中である26.3%、設置する予定はなく、検討もしていない34.8%。芦屋町はどうですか。この中のどれで回答してありますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には、設置をしていないという形で、検討という形の中で出しているのではないかと、ちょっと資料がないのでそこまでは詳しく、設置をしていないという形での回答をしています。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

ぜひですね、検討していただいて、芦屋町、遠賀郡4町ではですね、まだ出されていませんね。この福岡県ではですね、その香春町とかですね、川崎町とか、苅田町、みやこ町ですね、粕屋町とか筑前町とか、志免町あります。市はですね、ほとんどありますが。そういうふうな内部告発

者保護条例を設置することによって、この内部告発者条例というのはですね、企業の場合は、企業でいうのは、企業の利益水準の利益を追求する会社ではありましようけど、社会的責任がやっぱりあるわけですね。消費者に対しても国民の皆さんにあるわけですから。ということは職員の皆さんもやはり、町の政治倫理にありますように、そこの職員倫理条例にもありますように、公平・公正に、そして芦屋町のためにその理念が掲げてありますね。しかしながら、やはりそういうさまざまなことによって例えばですね、こういうこともあるんですね。

今、近年公務員の不祥事事件が多数報道されていますが、例えば、もうちょっと古いですけど、添田町の山本町長がですね、当時の福岡県知事に金品を贈ったということで、刑事事件になりました。近隣では中間市職員らが生活保護の不正受給をしたとして横領・詐欺で逮捕されている。芦屋町でも何年前にですね、工事の入札を巡って事件が発生しております。つまり、この自治体というのが情報を一手に引き受けているわけですね。一手に掌握することができるし、財源も一手に引き受けることができる。だから職員みずからが、やはりどうしても悪の世界にと言いましようか、不正を行う場合もあるでしょう。また、口利きや圧力を受けて不適切な事務処理を行うこともあるかもわからない。そういう中に公益通報者保護法が抑止力となったり、内部で、同僚同士でですね、牽制し合う、そんなことしちゃいけませんよとお互いに注意し合う。また、これを盾にして毅然としてですね、外部からの圧力を絶たれる。したがって庁舎内の自浄作用によって、透明性を図り、町政を常に適正かつ公正なものに保つため、そしてガラス張りの町政をしているんだというような目的で条例を制定することが必要だと思います。こういうのが5年、10年前から起こっていたのならば、そういう条例があれば、私はこんな特養問題についてですね、特養問題なんか不正なんかが起こっていなかったらと思うんですよ。でも、このことについては大変な作業がかかりましようから、ぜひですね、検討をしていただきたいというふうに思います。

では、次にいきますが、憲法が保障する表現の自由について。これ、配付しました資料の6を参考にしておいてください。私は、町長から平成27年7月に発行した私のニュースレター、ナンバー18号の内容を訂正するようにと同年8月13日付の通知文書（公文書）を郵送で受け取りました。読み上げます。これは、チラシの中には、配付資料にはあえて入れておりません。

芦屋町議会議員、妹川征男様。芦屋町長、波多野茂丸。貴殿が発行したニュースレター、ナンバー18の内容訂正について。残暑の候、貴殿ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、貴殿が発行していますニュースレター、ナンバー18において、事実と異なる内容が記載されています。事実と異なる情報が伝播されますと、広く伝わるといわれのない行政不信につながり、甚だ遺憾であると考えます。ついては、至急事実を確認していただき、責任を持って内容の訂正をしていただくようお願いいたします。また、官製談合との御指摘については、これまで議

会答弁のとおり、そのような事実はありません。事実と異なる記載ということで書かれてあります。そして事実ということで書かれてあります。

私はこのような文書をもってですね、町長、ドキッとしましたよ。本当、正直言って。何でこんなの出すんだらう。私、何か悪いことしたかなど。よくよく見たら、何も何ともないじゃないですか。何でこんなことを切手代張ってやるんですか。以前、NPO法人に対しても二、三人の方に対しても、業務妨害上何とかとか言って、十何万円かけて弁護士費用払ってやっているじゃないですか。またこんなことやるんですか。議員ですよ、私。町民の代表者である付託を受けた議員ですよ。私はあなたに聞きたいこと何ぼでもありますよ。議会一般質問以外に。こんなこと書いてどうするんですか。何で私、あなた、前に言ったやないですか。3時間くらい町長室から論議しましょうやと。あれで話せばいいことやないですか。

それで、ところで、これ、私に確認するんじゃなくて、あなた確認しました。それでもまだこれ、この文書が正しいと思っていますか。こちらでいいですよ、もう町長長いから。明瞭簡潔に答えてください。いいですか。これ正しいと、まずはこれを、正しいと思って出されたんでしょうけれど、今もそう思っていますか。事実確認しましたか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今の御質問に対して、議員のニュースレターには22年当時、現役の福祉課長と記載されています。当時とはどういう意味でしょうかということなんですけども、一連の質問は22年度の特別養護老人ホームのことですから、22年度の特養の申請や受け付けを行った時期を当時と考えることが普通です。22年度の特別養護老人ホームの公募スケジュールを申し上げますと、公募に至る発端は福岡県による高齢者福祉施設等の整備方針の発出です。この日が22年4月21日でございます。4月21日より前は、事業者は書類を作成することはできないため、議員の御指摘の当時とは具体的に22年4月21日以降のことを指すものです。したがって、この当時の福祉課長は現在も役場に勤める職員であり、ニュースレターの記載は間違いであり、訂正を求めたものでございます。

このニュースレターが私の手元に届いたのが7月下旬、これ妹川議員から別件でちょうど電話をそのときいただきました。同様の指摘もさせていただきました。具体的な話のやりとりというのは22年度の整備に関する協議書は6月に事業者から提出があり、妹川議員のおっしゃる方は22年3月に既に退職していることをお伝えし、妹川議員のニュースレターにある現役の福祉課長が事業者が申請する特養の理事役員として名を連ねていたとする記載は間違っていることを御指摘させていただいております。妹川議員は少し時間をおいて退職していることは知っている。

こちらは調べており、22年の3月には既に理事になることが決まっていた。事業者が設立する社会福祉法人の理事となることが決まっているとされておりまして。少し問答させていただいて、想像だけの話でありましょうと電話を切りました。これも妹川議員が御記憶にあるとは思いますが。

少なくとも22年4月21日以降しか事業者は協議書類の作成はできませんので、協議書の内容を確認することも4月21日以降しかできません。議員のニュースレターに記載されている名を連ねているとは、事業者が協議書類を作成された以後でしか表記できません。そして、事業者が協議を作成できる22年4月21日以降の現役の福祉課長は先ほど申しましたとおり、現在も役場に勤める別の職員でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

私に対する質問通告が来ているわけでございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思えます。

妹川議員が質問される前、るる、いろいろおっしゃったわけでございますが、まさに議員さんであるわけです。町民から選ばれた議員さんであるし、そして、ここは議会であるわけでございます。議会というのはやはり、真実を述べなければならぬ神聖な場所であると私は認識しておるわけでございます。妹川議員も過去において、いろいろな形の中で、想定の中でも事実であるかのような発言をされ、それを妹川議員のいわゆるニュースレターというか後援会報、るる、いろいろな形の中で出されているわけでございます。その中で、いろいろな形のやっぱり職員の名誉もあるわけでございます。そういう形の中で住民の方が見たときに、やはりそのことを信用される方もいらっしゃるでしょう。そういうことの混乱というか、行政に対する不信感、それを結局こういううそで不信感を持たれては困るということで、余り目に余ることに対してこのように抗議文を出させていただいておるわけでありまして。

今、福祉課長が言いましたように、妹川議員はこのニュースレターで22年当時、現役の福祉課長というふうにきっちり書いていらっしゃるわけでありまして。明らかにこの職員は3月31日付でもう退職しておるわけでございます。私といたしましても、やはり退職した職員であったとしても、この職員のやはり人権もあるわけでございます。名誉を守らなければならないと思っております。そして、さきの一般質問かいつか知りませんが、いやいや、本人が傍聴に来とって、そういうようなことをしゃべりよったというような話も何か一般質問でされた記憶があるわけでございますが、そういうような実態がない聞いたとかですね、そういうようなことで、この議場

の中で、やはり確たる確信を持って証拠というか、そういうことを持って言われるのが、私は議員ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私は、確証を持って書いております。

ニュースを読みますとね、平成22年度には、田屋地区では住民説明会が行われていないにもかかわらず、最上が捏造し、提出した住民説明会議事録を盾に、捏造という意味はありもしないことを議会が、議会をしましたという文章が捏造ですよ。捏造した会議録を盾に住民説明会があったと回答し、町はね、裁判所にその捏造された議事録を証拠として提出したことについて追求しました。前の議会かな。私は議事録があるのなら、田屋区の区長や区民に事実確認をしたかと何度も質問してきましたが、福祉課長と町長はまともに回答せず、すりかえ答弁を行う始末。町は最上が作成した捏造議事録を応募書類とともに受理して県に提出。県が受理したことは問題なかったのであり、町の手から離れ出るとい町長の答弁は論理のすりかえと論理の崩壊でしかありません。常識外の手続がまかり通る芦屋町になってしまっています。

私はいろいろと私のニュースレターにですね、本当にね、芦屋町のおかしさ、それから問題点、これを露骨に書いておりますよ。書いている部分があります。それは真実だからしょうがないんですよ。それについては何ら、この私の要望書、あなたのほうから私に対する要望書には一切書かれていないということは、それをお認めになったというふうに私は思っているのかなと思うぐらいですが。

次ですね、しかも平成22年度じゃないですよ。平成22年当時、平成22年は、3月31日まであるじゃありませんか。嵐さんがおるじゃないですか。嵐課長が22年3月31日までおられるじゃないですか。平成22年度当時現役の福祉課長が、最上が申請する特養の理事役員として名を連ねていた。

私はですね、私は、芦屋広報にも載っているじゃありませんか。平成24年5月1日号に、広報あしやに、特養を事業する新設や増設の申請は事業者が行います。当然ですよ。とある。事業者が行うことについて行政機関の相談などから、動き出します。事業者が行うことをととしてですね。行政機関への相談などから動き出します。申請をしようとする事業者は施設の整備について、土地の購入費や設計費など多額の費用をかける前に事前に福岡県や芦屋町と相談及び検討を行うこととなります。そうですね、当然ですよ。なぜかという公募期間が短いからです。事前にとある。したがって、最上は公募以前の平成21年、22年の3月31日までに現役の福祉課長と

当然最上の相談、検討を行ったと思われます。だから、公募は6月でしょう。そして、そのときの課長は、藤崎さんかもしれませんが、その前、その嵐課長さんは、ちゃんとした、最上さんをやっぱり資料の説明とか何かをされたと思いますよ。それはいいですよ。別に構いません。当然でしょ。当然それが公募されて、2者あれば2者とも相談を受ける。1者しかなければ、それに対応するのは当然ですよ。それでいいですよ。でもね、こんなものがあるじゃありませんかと言っているわけよ。見られましたか、これ。嵐さんからもらってください。夏井ヶ浜福祉会。前も言ったでしょ。夏井ヶ浜福祉会理事会名簿、履歴書、連絡先省略、リスト、最上慶一さんが理事長ね。会社役員。何とかさんは社会学学者、最上さんは経営者。そして嵐保徳さんは芦屋町福祉課長。電話番号、そして出席されている。あとはずっと民生委員とかね。このように出ているわけですよ。だからまさに、これは最上さんが50床のものが県で採用されれば、理事としてですね、理事として着任をするようなことになっていた。まさに官製談合。書いていますね、私。しかも平成20年度当時、現役の福祉課長が、最上が申請する特養の理事役員として名を連ねていたことに至っては、まさに官製談合を行っていたことの証なんです。

これ、官製談合というのはですね、別にお金のやりとりとか、入札とか落札とかそういうものにかかわったものだけじゃないんですよ。天下りもそうですよ。事前にそういうことになった場合は、天下りをするよ。また、そこに入るよということも官製談合じゃありませんか。どうですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

じゃあそういうふうで、現職の当時の課長がこれに現役の福祉課長と書いてあるのでですね、今まさに妹川議員が理事の中に嵐課長の名前があると。これも、私もうわさです。よくそれは落ちた業者の書類というのは出しちゃいけないことになっているんですね。私もうわさで聞いたことなんですが、うわさのことであれ、妹川議員の奥さんは確かその当時、その評議員にですね、名を連ねておるという話も聞いておるわけです。全く同じ話ではないですか。民生委員されました。そして妹川議員はこのことに関して、その当時からその相手方のいわゆる争っていた相手方の方と一緒に寄り添って、随分、財政課にも土地、釜風呂の跡地の土地の件も、同行者、これは議事録も残っている。これはきっちり、妹川議員とその奥さんが見えた議事録も残っています。いろいろな形の中で、自分勝手にそういうふうにされて、じゃあそれは、どうなんですか。妹川議員の奥さんが評議員になっているという、これはあくまでも私は文面で見ておりません。それを結局言われた方もおられます。町民の方で話を私にされた方もおられます。全くそういうようなね、論理のすりかえというか、自分勝手に結局現職でも、現職の課長がね、そういうふう

に普通考えてもこの理事役員になれるはずもないしですね、そういうことをあえてそういうことにそのニューズレターで書くという認識というのが私はよくわからない。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

時間がありませんので、これについては、引き続き次回やらざるを得ませんね。何で民生委員の、民生委員、それはうわさでも何でもありませんよ。それは地元の民生委員といえば準公務員でも何でもありませんか。普通のボランティアじゃないですか。それが何で民生委員が評議委員になったらいけないんですか。みんなね、誰だって民生委員の方は評議委員になっていますよ。ほかの事業でも、これだって民生委員がなっていますよ。ある人が。現職の民生委員と現職の課長はまた別じゃないですか。そんなうわさのようなもの本当ですよ。どんどん言ってください。妹川はそのやっていました。何が問題ですか。そんなにしちゃいけない。

もう時間がありませんので、それから、せっかく、失礼、柴田さん。申しわけありませんが、また今度ほかの方の問題がここにありましようから、そのときにまたゆっくり答えてください。

以上、これで終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ここでしばらく休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上です。

まず最初に、国勢調査の速報値の発表がありました。芦屋町の人口は14,199人で、平成22年に比べて1,170人の減、増減率ではマイナス7.61%で県内の下位から6番目となっており、大変厳しい結果となっています。今回の福岡県の結果を見ると、福岡市を中心とし

た都市圏のみ人口増となっており、北九州市の著しい落ち込みが影響し、周辺都市圏の人口減になっていることも考えられます。この間、町長や職員によって教育や子ども医療、子育て支援、定住政策など人口減少に歯止めをかける施策の充実を行い、県内でも誇れる到達を築いているものもあります。

最近、自治区に転入されてきた子育て世代の婦人に芦屋町について伺うと、「環境もよく、子育てしやすく、住みよい町です。妹にも芦屋町に住むことを勧めています。」と語っていました。私たちはそこに確信を持ってまちづくりを行わなければいけません。芦屋町も努力していますが、他の町村もさまざまなまちづくりの施策を行っています。地理的条件に困難はありますが、さらなる施策の拡充を行い、町民が「住んでよかった。」と言えるまちづくりを行うことが必要です。そういった立場から一般質問を行います。

まず最初に、障害者問題について伺います。芦屋町障害者計画が策定されていますが、障害者、児への課題は差別問題にとどまらず、社会参加や自立への環境整備、教育・福祉・労働・雇用分野での取り組みなど多くの課題を有しています。ノーマライゼーションの実現という観点から、次の点について伺います。

まず、第1点目に、今年度施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法に対応した取り組みの推進について、どのように考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

28年4月から施行されます、いわゆる障害者差別解消法のポイントの一つは、第7条に規定する行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に関するもので、具体的には、「行政機関等が事務事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。」及び「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。」と規定されていることとございます。

このようなことから、本町では法第10条に規定する「地方公共団体等職員対応要領」を作成し、4月から施行することにより、障害者に対する不当な差別的取り扱いの防止及び社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮が行えるよう取り組んでまいることとしております。このこと以外にも、相談及び紛争の防止等のため、障害を理由とする差別に関する相談窓口を福祉課などに設けること。また、職員研修等必要な啓発を行うことなどを計画しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

2014年にですね、日本で障害者権利条約が批准されたとき、全ての障害者の思いは、「私たち抜きに私たちのことを決めないでください」がスローガンになっていました。障害者計画に障害者本人や関係者の意見が十分に反映されるよう、こういったふうにしなないといけないと思いますが、芦屋町ではできているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今の職員対応要領に関して御説明させていただきます。障害者差別解消法第10条第2項に、地方公共団体等職員対応要領を定めるに当たり、「あらかじめ障害者等の意見を反映させるよう努めなければならない。」とございます。

このことによって、芦屋町職員対応用要領の作成につきましては、3月8日、あすでございますけれども、遠賀郡の3障害の連絡協議会である「遠賀郡障がい者団体連絡協議会」に意見を伺うこととしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2点目の障害者計画では、障害者理解の促進が重点的取り組みの項目の一つに挙げられています。計画における障害者理解の促進を図るために、具体的な取り組みはどう考えているかについて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24年3月に策定しました29年度までを計画期間とする障害者計画において、計画の基本的な考え方として、障害及び障害者に対する正しい理解の促進のため、障害者教育の推進と啓発・広報活動を促進することとしています。

具体的には四つの施策を掲げ、広報・啓発活動の推進においては、広報あしやで障害者週間に合わせて啓発やユニバーサルデザインを初めとした障害者の理解促進のほか、26年度の人権週

間においては、町民向けに障害をテーマにトークアンドコンサートが開催されております。また、交流活動の促進では障害者レクスポや人権まつりの開催により、障害者等との交流の機会を確保しております。福祉教育の充実のためには、特別支援教育連携協議会でのインクルーシブ教育の研究等を進めております。権利擁護の推進に関しましては、25年3月に人権教育・啓発基本計画を策定したほか、適時、福祉課の窓口において相談や支援を行っております。今後は、このような取り組みを継続するとともに、28年度は障害者差別解消法が施行されたことにより、学校の教職員を含め、私たち職員一人一人が障害者理解を進めるために研修会を実施することを計画しております。

新たに28年度からは、芦屋町障害者自発的活動支援事業を創設し、障害者へのサポート事業、啓発事業を実施する当事者やサポート団体へ事業補助の形態で助成する制度を創設し、一層の障害者理解等を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町の障害福祉計画の中にですね、計画の基本目標としてノーマライゼーションの社会の実現、誰もが平和、平等に暮らせるバリアフリー社会の実現、人間尊重に根ざした自立生活の展開という、こういったものを掲げています。そういった点ではですね、こういった内容についても十分ですね、住民の中に周知されてですね、徹底されるようにしていただきたいと思っております。

続きましてですね、障害者の社会参加等に要する経済的な負担を軽減するため、所得税、住民税の所得控除や自動車税の課税免除などの減免が図られています。また、自治体独自で文化、芸術、スポーツ等の公共施設の入場料、利用料の減免や公共交通機関の運賃の割引などを行っております。ノーマライゼーションを実現する観点から、芦屋町においてもこういった取り組みを行うべきではないでしょうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者への各種割引の適用について、現状は事業者によって取り扱いが異なっております。例えば、バスの運賃割引に関しましては、国土交通省がバス事業者等へ標準運送約款を示した上で、各事業者へ運賃割引に関する協力を求めて実施されていますが、事業者間で割引の対象が異なっている現状でございます。芦屋タウンバスの場合、身体、知的、精神に関する手帳を所持されておれば、介護者1名までの運賃が半額になります。しかしながら、西鉄バスの場合は精神障

害者が対象外、北九州市営バスも北九州市民以外の精神障害者は対象外になっております。

郡内他町の公共施設については、遠賀町のふれあいの里だけが、障害者手帳を持たれていれば入館料を半額としております。本町では、総合体育館内にある機能回復訓練室は、障害者手帳の提示によって利用料の半額を減免しております。小体育館や武道場、弓道場は、規定上減免が可能です。それと北九州市の場合は、体育施設であれば市内居住を条件として、障害者の手帳を所持されておれば2時間まで利用料が無料でございます。それと小倉城やいのちの旅博物館等の文化施設は、居住地を限らず、障害の手帳を所持しておれば入場料が無料となる所もございます。

このように、公共施設に関しても各自治体の判断により、障害の程度等を考慮し、障害者への割引制度が設けられております。障害者への割引制度は、障害者の外出の機会の確保や社会参加を促進する環境が整っていくものと考えておりますが、各施設の使用料等の考え方、運営方針もございますので、関係課で検討していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

公共交通とかですね、そういった分については国とか県とかそういった部分の責任で行われているところがありますが、特にやっぱり芦屋町自体も文化施設とかですね、そういった部分がありますが、今度の福祉計画の中でもですね、文化、スポーツ活動への参加促進ということで、文化事業やスポーツ事業などの障害者の参加を支援し、地域との触れ合いを促進します。誰でも参加できるよう各種文化、スポーツ事業の内容は周知方法の検討を図りますなどの施策を入れていきます。現在ですね、芦屋町のそういった文化とか、そういった部分の中で、障害者に対する減免制度をとっているもの、そういったものはあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、生涯学習課が所管いたします総合体育館などの体育施設や町民会館、公民館を利用する際の各種使用料、歴史民俗資料館や釜の里の入場料に関しては、各施設の設置条例等において、必要であると認めた場合、使用料を減免することができるかとされており、条例や規則におきまして、減免できる団体や利用目的などその対象条件を定めております。

先ほど福祉課長のほうからお話がありましたが、小体育館、武道館、弓道場の使用料につきましても、町内に在住する障害者個人及び団体利用について減免規定がありますが、そのほかの

各施設は障害者を含め、個人及び団体で利用した場合の減免規定はございません。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合、免除または減免とすることができるという規定がございます。これに応じまして、先ほどもありました総合体育館内の機能回復訓練室について、町内に居住する障害者が利用する場合、障害者手帳等を提示することで半額免除にしたり、また、障害者団体が例えば総合体育館でスポーツ大会を開催するに当たり、使用料の免除申請を行った場合は、内容を精査し、関係機関等と協議を行った上で減免したケースはございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後ですね、そういった公共料金の見直しとか、そういった部分についてもあると思いますが、ぜひノーマライゼーションを進めていくという観点からですね、芦屋町の文化施設、特に釜の里とか歴史資料館とかそういった部分の入場料の見直し、そういったところをですね、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続いて、放課後デイサービスについて伺います。障害児の放課後の居場所であり、日常生活向上の訓練等を行う、放課後等デイサービスの現状と課題点について伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

放課後等デイサービス、芦屋すてっぷくらぶにつきましては、児童福祉法に基づき放課後や長期休暇中に障害児を対象に、居場所として、あるいは生活能力の向上のため訓練等を継続的に実施することで自立を促し、あわせて、保護者の療育負担の軽減を図るため、芦屋小学校内に25年11月1日に開設しております。

施設定員は1日当たり10名で、管理者及び児童発達支援管理責任者を含む毎日3名の職員体制で運営しております。利用者は、曜日により増減しますが、登録者は小学生7名、中学生4名、高校生3名の合計14名の登録がございます。課題といたしましては、最近はやや利用者が減少していることとございます。これは27年3月に岡垣町に民間の放課後等デイサービスが開設されたことによるものと考えております。また、運営に当たり、町としては今後とも良質なサービスを提供するため、職員研修の実施等職員の資質向上を図っていくものとございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

放課後デイサービスについてですね、子どもの権利条約第31条「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利」で位置づけられていますし、また障害者権利条約の中でも30条に、「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」の権利が定められており、その均等な機会を有することの確保をすることとされておりますので、ぜひですね、これを拡充するとともに、また学校との連携、そういった部分についても十分行ってですね、やっていただきたいというふうに思います。

最後にですね、この世界中の障害者の皆さんの合言葉に、先ほど言ったように「私たち抜きに私たちのことを決めないで」、この合言葉こそがですね、障害者施策をつくる原点です。その精神は芦屋町でも生かし、障害のある人もない人も全ての町民がともに地域で暮らすことができる町となるために、差別解消法の第一歩となる取り組みを充実することを要望してこの質問を終わります。

続いて、子どもの権利条約から見た現状と子供の施策の充実について伺います。

日本は国連の子どもの権利委員会から、子供の貧困対策について見直しを求められています。そうした中で、2012年の子供の貧困率は16.3%と過去最悪を更新し、一刻も早い対策と改善が求められています。北九州市では、経済的な理由で食事が満足にとれなかったり、親が忙しくて一人で食べているひとり親家庭の児童・生徒に、食事の提供や学習支援を行う「子ども食堂」を2016年に開設する方針を決定しました。厚生労働省によると、自治体での食堂設置は全国で初めてで、子供の居場所づくりに乗り出したということです。

そこで次の点を伺っていきます。

まず第1点に子供の貧困の実態調査と貧困対策の計画策定はどのようになっているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

子供の貧困対策計画の策定では、子どもの貧困対策の推進に関する法律において、「都道府県が計画を定めるように努めるものとする」と規定されており、県においては、今年度中に計画の策定を行い、公表するとのことです。

子供の貧困状況を把握するためには、その背景にあります子供の属する世帯の経済状況や就学状況、食育の状況など多角的に調査する必要があり、芦屋町といたしましては県の策定される計画を見極めながら、子供の貧困対策における実態把握のための手法や効果的な取り組み、計画策定の必要性について検討したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

実態調査と計画については、今後作成していくということですが、平成25年6月26日にですね、子どもの貧困対策の推進に関する法律ができています。この目的としてはですね、第1条に「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的」としております。

基本理念として、2条に「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない」としております。そして、地方公共団体としては、「基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」というふうになっています。それによって、教育の支援、それから生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、調査研究、こういったものをですね、やるということになっておりますが、ぜひですね、こういった法律にのっとりですね、芦屋町でも十分策定していただきたいのと、それと、実態調査についてですが、これは東京都の足立区の例なんですけど、調査は保護者にアンケート用紙を配り、所得や学歴、勤務形態を尋ねるほか、子供については虫歯の有無、起床・就寝時間、朝食をとる習慣などを無記名で回答するとしています。こういった子供の問題を取り上げたNHKの解説者も、個人情報取り扱いには細心の注意を払いながらも、まずは貧困の実態把握が対策を進める上では重要で、調査で浮かび上がった課題の解決に向けて自治体が対策を立て、国が財政的支援をしていくという、そういったことを言っていますので、ぜひこの立場に立ってですね、子供の実態調査と計画、それをですね、作成していただきたいというふうに思います。

続いてですね、貧困の連鎖を断ち切り、学習や食の環境を整える自治体での「子ども食堂」を設置すべきではないのか。この問題について伺います。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

子供の貧困問題が深刻化している中で、民間支援機関を中心に生活困窮世帯やひとり親世帯な

どに支援を提供する「子ども食堂」の取り組みが全国的に広がっていることは認識しております。この「子ども食堂」の取り組みにつきましては、子供の貧困対策としての食の保障だけではなく、地域における子供の居場所の確保や親子が再び自立した生活を歩み出すきっかけにもなっており、全ての子供の育ちを地域社会全体で支えるという意味で、有意義な取り組みの一つではありますが、現段階では設置については考えておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

北九州市では自治体が設置したということですが、これも大きな自治体であるからできたことでもありましょうし、背景にはですね、北九州市ではフードバンク、余ったその食料を貧困の家庭とかそういったところに配るといふ、そういった運動も起こってですね、それがいろいろ大学とかそういったところと連携しながら行っていくという、そういったボランティアとかNPO、そういったものを支援していく中で、「子ども食堂」がですね、実現したというふうに聞いていますので、ぜひですね、芦屋町におきましても、こういったボランティア活動の支援とか、そういった部分についても、力を入れていかれるように望むものです。

続いてですね、3点目のですね、教育の一環である学校給食を無料にして、学ぶ力が損なわれないように取り組んでいる自治体もふえています。この点についてはどう考えているのかという点を伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

芦屋町におきましては、学校給食法及び同法施行令に従い、学校給食の実施に必要な経費のうち、施設や設備に係る費用、消耗品費、光熱水費、調理の委託料などを町で負担しており、給食費として食材の購入相当額を生活保護及び準要保護世帯を除き、児童・生徒の保護者から負担をいただいております。当町の給食費は、小学生で1食当たり245円、中学生で295円、年間の給食の回数はおおむね180回のため、小学生の1年間の給食費は、1人当たり44,100円、中学生は53,100円となり、町内の小学生約800人、中学生約450人分の給食費を無料化することは、多額の財源を毎年確保し続けていくことになるので、現状では困難であると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

本来のなら、教育は無償であるという観点からですね、取り組まなければいけません、最近はやっぱり給食自体もですね、食べるということだけでなく、食育という観点からですね、栄養問題または地産地消の問題とか、そういった幅広いところにも入っているのです、本来のならですね、私たちは無償にすべきだと考えています。ただ、現実的には財政的な問題もあってですね、それはなかなか厳しいことも言われていますが、福岡県のです、議会事務局のこれは調査の資料なんですけど、議会事務局が全県の議会事務局に連絡してですね、その市町村のです、給食費に対する補助の問題についてをとっています。全ての議会事務局が把握できていないという問題もあってですね、全部ではありませんけど、一応資料の中ではですね、404自治体がありますね、何らかの学校給食についての補助をやっております。沖縄ではですね、22市町村、それからあと京都の伊根町とかですね、佐賀の太良町、ほか群馬の町とか、そういったところがですね、完全無料化というところを打ち出していますが、ほかのところについてもですね、半額補助とかですね、一定の金額を補助するとか、また、米だけを補助するとか、いろいろな施策を個々でやっているのが404自治体あります。

それで、福岡県内では、古賀市が小中学生が3人以上の家庭の保護者のうち、第3子以降の児童を対象に給食費の半額を補助。水巻町では、町立小中学校の児童・生徒に月200円の補助。大刀洗町が町立小中学校の児童・生徒に月額1,000円を補助しています。それから、上毛町は給食費の本人負担のうちの2分の1を補助という、こういった県内でもですね、やっている自治体があります。それが全国全てではないでしょうけども、一応やっぱり400自治体がありますね、何らかの補助をやっているという状況です。

今度のです、施政方針の中でも学童クラブの多子世帯の軽減を行うということもありましたし、また保育料については、国が第3子以降の無料化という、こういったことも行ってあります。学校給食の中でもですね、こういった多子世帯に対して補助するという、そういった自治体も相当ふえているわけなんですけど、先ほど言った子育て世代を支援していくという、そういった観点からもですね、全額無償ということはできないにしても、一定のそういった条件をつけた中でですね、特に、これから子供を多く生んで育てようという、そういった方々にはですね、一定のそういった補助もですね、考えてもいいのではないかとというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。できれば町長にお願いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

ごもっともなお話であるわけですが、やはり芦屋町を預かるものといたしましても、やはりどうしても先ほど課長が申しあげましたように、やはり財源をどこから持って来るかということが、大きな問題になるわけですが。ちょっと私、あの議員の一般質問の中で、ちょっと無料にした場合の試算を電卓で叩いてみたら、約6,000万円かかるんですね。芦屋町小中学校全員無料化した場合6,000万円。これはもう真水とって補助金のない金額である。これをやるには、また新しくするのか、それかどこか減らすか、そういうような工夫をしなくちゃならないと思っております。芦屋町はですね、非常に教育費に対しまして、職員雇用しているいろいろな職員も、各他町に比べまして、十数名余分に雇用しております。金額に直しますと、いろいろな形の中でこれも試算してみますと、約4,000万円ぐらい他町に比べまして、教育費に、教育に関する金額を投じているわけですが。これをまた給食費6,000万円入れますと、1億になる。やはりこの小さい町でいろいろなやっぱり、議員も先ほど一般質問されましたように、やっぱり福祉、教育というのは非常に大事な施策であるということは、おのずとわかるわけですが、活性化策もしなければならぬし、その辺のバランスというものがあると思います。その中で、議員が最後に言われました、いわゆる補助の部分につきましてはですね、ある程度どこかを削ってですね、今、よく精査させまして不要なものをどこか削って、それに回すといういろいろな形の中で検討すべきことではないかと認識しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、本当に先ほども言ったように、子育て世代のお母さんたちが、やっぱり芦屋町に住んでよかったと思える、そういった施策を打ちながら、芦屋町の魅力をですね、出していただきたいと思えます。

続いて4点目、子供の権利についての広報は大きな課題だがどう考えているのか。また、子供の権利の代表的な意見表明権を保障するため、町の計画や事業について子供の意見を取り入れ、参画を進めるべきと考えるがいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

子どもの権利条約に関しましては、福祉、医療、健康、教育など多岐の分野にわたることから、私のほうからお答えさせていただきます。

条約における子供の権利は四つの柱が示され、一つ目は生きる権利、二つ目は育つ権利、三つ

目は守られる権利、四つ目が御質問にもかかわる参加する権利でございます。今、報道によりますと、多くの痛ましい児童虐待事件などが多々起っている状況でございます。このような中、議員の質問にもありますように、私ども行政に携わる者は、この子供の権利の理念に関して、啓発、周知することが必要だと思っております。なお、関係するところは教育や福祉部門など、連携する必要がありますものですから、全体調整をしながら子供の日に合わせるなどして、啓発をしていきたいと考えております。

次に子供の権利の代表的な意見表明権を保障するため、町の計画や事業について、子供の意見を取り入れ、参画を進めるべきではないかという御質問ですが、以前には子供議会を行ったり、近々では今回の町の総合振興計画の後期基本計画及び地方創生における中学生に対するアンケート調査で、子供たちの意見を求めています。ただ、子どもの権利条約第12条の意見表明権は、その意見を聞いた上で、行政運営に反映すべきであるということを行っているのではなく、基本的な理念として、その意見を年齢や成熟度によって考慮されるべきであるというものでございます。また子供自身に影響を及ぼすあらゆる法手続の中で、聴取される機会が与えられるということも示されておりますので、法的にも守らなければならないものでございます。つきましては、何よりもこれらの子供の権利を守ること、そしてそれを周知啓発し、住民の皆さんの御理解を得ることを推進するべきものと考えている次第でございます。なお、子供の意見を取り入れるかどうかにつきましては、いろいろな計画の中で、その都度判断をしていくことになると考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

広報につきましてはですね、やはり、子供さんが見られるということなのでですね、やっぱり子供が見てわかる広報ということでですね、それぞれの自治体で苦勞しているようですけど。これは上越市なんかは、こういったカラー刷りのですね、広報もありますし、またある程度の中高生向けの部分もありますけど、今度、小学生の低学年向けにもっと簡単にしたですね、広報をつくったりとか、そういったいろいろな努力をして、子供に対して、こういったあなたたちの権利があるんですよということをですね、ちゃんと広報しておりますので、ぜひ今後そういったことを策定していくのであれば、そういった点をですね、ぜひ学んで来ていただきたいと思っております。

それと、意見表明権についてはですね、これは意見表明権、子供がちゃんと意見を言って、大人がそれに耳を傾けるという、それがまず第一の始まりだと思いますけど、これは基本的には学校の運営とかそういった部分についても入っていつているんですけど。ただ、町に住んでいれば、

子供がやっぱりこんな町になったらいいなとか、あんな町になったらいいなとか、そんなのもありますし。特に2分の1成人式とかですね、そういった中では子供たちが将来の芦屋町をどうしたいとか、そういったことが今もやられていますけど、そういったものをもっと具体的にしていくべきではないかなというふうに考えています。

例えば、北海道の奈井江町ではですね、これは、いろいろ賛否もあるかもわかりませんが、合併問題が起こったときにですね、合併問題について子供に住民投票を行っています。その場合は小学校の5年生以上と中学校、高校生に対してですね、ちゃんとした説明会も行い、そして大人とはまた別に子供の投票を行うという、そういったことをやっています。ちなみに、そのときの子供の判断は、大人より合併ではなくて、自分たちの町を守りたいという声が強かったので合併反対が90%であったみたいなことを言っていましたけど。それがいろいろ、理解度がどうかという問題もいろいろあると思いますけど、とにかくやっぱり、こういった自分たちが生活する場にも、やっぱり子供の意見をすくい取るという、そういったことが今後も自治体の運営の中では、必要ではないかなと思いますので、ぜひですね、そういった方向に考えていただきたいと思っています。

その観点からですね、芦屋町としてですね、子供の権利条例の制定、こういったものも考えるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

条例ということでございますが、具体的に条例を制定している市町村はそんなに多くはございません。福岡県では宗像市と筑前町の2団体のようでございます。これら条例では条約と同様に子供の権利に関する理念的なもの、それから相談体制などに関して規定がされております。本町では、地域福祉計画によりまして、児童福祉と子育て支援に関して、町ぐるみでこれを進めること。それから、「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」として、子ども・子育て支援計画を策定して配慮が必要な子供と家庭への対策を講じております。このように、子供の権利を踏まえた具体的な計画を策定し、進めていますので、条例制定については特に考えておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

子どもの権利条約総合研究所の調べですと、2014年の11月時点で、総合条例が39自治体で制定していきまして、個別条例が18自治体、それから施策推進の原則条例という、これが4

3自治体しております。福岡県内は先ほど副町長が言ったようにですね、2団体と書いてありますが、これには4団体、福岡県の志免町、福岡県の筑前町、福岡県筑紫野市、それから福岡県宗像市と4自治体が制定しております。

確かに、こういった条例を制定したところがですね、それぞれで子育て支援の関係から、こういったものに似たものもつくっていますし、それから、次世代育成計画、これが出たときにですね、やはりそういった点では子供のちゃんと権利を守ろう、国連で子どもの権利条約に基づいたですね、条例をつくろうということで、設置されております。これには書いてありませんけどですね、福岡県でもですね、県レベルではちゃんとした、こういった国連人権条約に基づいた宣言をしています。これは福岡県子供会議版子供の人権宣言ということでですね、福岡県自体は前文としてはですね、「わたしたちの命はかけがえのないとても大切なものです。そしてわたしたち子どもは未来をつくる大きな希望です。それなのにわたしたちの夢や自由、命までうばってしまう、悲しい現実がこの世の中には、たくさんあります。1989年に世界中の人たちが『子どもの権利条約』を守ると約束しました。でも、やっぱりわたしたちの仲間です。苦しんでいる子どもたちはたくさんいます。だから目をそらさないで、おとなの人たち、子どものみんな！いっしょに考えましょう“子どもは生まれながらにして権利をもっているということ”そしてみんなで守りましょう。子どもたちの未来のために。」ということで、これで権利のこと、それから自分のこと、学校のこと、家庭のこと、社会のこと、差別のこと、環境のこと、大人に言いたいこと、こういったものをですね、2年間かけてですね、子供や大人も集まってですね、つくって宣言しているという、これ福岡県でもやっぱりこういった宣言をちゃんとしているわけです。

そういった点ではですね、私はやっぱり芦屋町でも子育て支援をちゃんと明確に位置づけるためにもですね、子供の権利条例をですね、やはり制定していかなければですね、いけないというふうに思います。これは、議会で提案して、やっている自治体なんかも多いと思いますので、執行部だけでなく、私たちも考えて、やはり子供の権利条例、こういったものをぜひ芦屋町でもつくっていききたいというふうに考えています。

では、3点目にですね、医療制度改革について。中央社会保険医療協議会は2月19日、医療サービスや薬の公定価格である診療報酬の2016年度改定内容をまとめて厚生労働大臣に答申しました。この中で、医療関係では、薬局には薬剤費を減らす役割を担わせるため、患者の服薬指導などを行う、かかりつけ薬局への報酬を新設しています。特定病院の処方箋を扱うだけの門前薬局についても報酬を削減し、再編を進めていきます。また、福岡県の地域医療構想では、国の地域医療構想策定ガイドラインに基づき、2次保健医療圏ごとの病床数の必要量などを定めていくことになっています。さらに、国保の広域化では、県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営は県が責任主体となることが決まりました。今年度中に標準保険料利率の算定

方式が示され、2016年に確定する方向です。このような医療制度改革が、芦屋町にどのような影響をもたらすのか、以下の点について伺います。

まず1点目に、かかりつけ薬局の新設や門前薬局の報酬削減により、芦屋中央病院や芦屋町内の薬局にどのような影響があるのかについてを伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

芦屋中央病院評価委員会を住民課が所管しておりますので、病院から聞き取りを行い調査した内容を報告いたします。

まず、かかりつけ薬局と門前薬局の説明をさせていただきます。

かかりつけ薬局は、昨年10月に厚労省が公表した、患者のための薬局ビジョンに三つの機能を持つものと定義されました。一つ目に服薬情報の一元的・継続的な把握と、それに基づく薬学的管理・指導、二つ目に24時間対応・在宅対応、三つ目にかかりつけ医を初めとした医療機関などとの連携となっています。

門前薬局とは、病院など医療機関の敷地の外に店舗を構えて営業している薬局のことです。処方受付が、ほぼその医療機関に集中していると想定されます。

今回の改定は、大型門前薬局とかかりつけ薬局の評価が大きく見直されています。地域包括ケアを推進する観点から、かかりつけ薬局の機能を果たさなければ、薬局の報酬が下がる仕組みとなっています。

大型門前薬局の評価の見直しは、全体の処方箋受け付けが月4万回を超える大型薬局グループで、特定の医療機関からの処方箋が95%を超えた場合などに、調剤基本料がこれまでの点数25点から20点に減点されることとなり、さらに、かかりつけ機能がなければ、半分の10点になるというものです。これにより、薬局は門前薬局からかかりつけ薬局への移行を目指しています。

一方、かかりつけ薬局の評価の見直しでは、患者にかかりつけ薬剤師になることの同意を得た上で、服薬指導等を行うことでかかりつけ薬剤師指導料を算定できるというものが新設されました。一人の患者に対して一人の薬剤師が薬を管理することにより、薬の飲み残しや副作用の有無などを一元的に把握することと患者本位の医薬分業の実現を目指しています。

御質問は、芦屋中央病院と町内の薬局についての影響とのことですが、今回の改正は、病院の門前にある規模の大きいチェーン店が主な対象となっています。よって、特段の影響はないものと考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

なかなか難しい内容でしたけど、かかりつけ薬局自体がですね、かかりつけ薬局というよりも、かかりつけ薬剤師の役割がこれからは大きくなるということで、そのかかりつけ薬剤師を薬局は雇用していかななくてはならないということ。それと先ほど言ったように、薬剤相談を行うために、24時間対応を行うということ。それから、そういったかかりつけ薬局になると備蓄薬剤品目、こういったものがですね、相当の数を保管しなければならないということでもあります。また、かかりつけ薬剤師になること自体も、いろいろなハードルが高い状況がありますので、なかなかこのかかりつけ薬剤師、かかりつけ薬局をですね、つくるというのはいろいろな問題があるというふうに聞いております。

ただ、利点としてはですね、ジェネリック薬品が多様に使われるということと、今度の改定の中で、価格は新薬の原則5割まで引き下げられるという、そういったことになっています。ただ、問題はやっぱり先ほど言ったようにですね、一般的な薬局がですね、かかりつけ薬剤師を置かなければ、調剤報酬が50%、半減されるということですね、そういった点では薬局自体の経営が厳しくなっていくということがあります。院外処方を今度町立病院もしますが、院外処方自体はですね、門前薬局でお薬を買えばいいということではなくて、それぞれ町の中の薬局で、かかりつけ薬剤師をつかって、薬の管理をしながらやりなさいということが一番主なので、基本的には一つの薬局が病院の前につくられればいいということではなくて、自分の家の近くにですね、そういった薬局を配置され、そこでいろいろな薬剤の管理をしてもらう、薬剤指導をしてもらおうという、そういったことが目的なんですけど、これができなくなってしまうという点ではですね、やっぱり住民にとって大きなデメリットになってくるというふうに思います。

そういった点ですね、この芦屋中央病院についてはですね、院外薬局の処方箋への切りかえを打ち出していますが、院外処方のメリット、デメリットを明らかにしてですね、やはり患者負担がどうなるのか。病院にとってのメリットは何か。また、受け皿となる薬局は充実するのか。かかりつけ薬局の周知と理解はできているのか。こういったさまざまな問題がありますので、これをやはり町民に対してですね、病院の説明会とかそういった中でですね、丁寧な説明を行うべきだというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

病院のほうで、今いろいろな実施設計等行っておりますけれども、今の予定としましては、6

月ごろに住民説明会をするということで聞いておりますので、その中で今、川上議員がおっしゃられたようなことをしっかり説明できるような形で病院のほうには話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この薬剤の問題とか、医療改革の問題はですね、今後まただんだんと情報もですね、出てくると思っておりますので、そういったものも踏まえてですね、住民説明会の中で住民に十分周知できるようにしていただきたいと思っております。

続きまして、2点目のですね、福岡県の地域医療構想では2025年の必要病床数を6万5,377床とし、2013年の7万3,956床から8,579床を削減する予定です。2次保健医療圏の北九州ブロックでは2,032床の削減が見込まれています。芦屋中央病院での病床数は今後どのようになっているのか、考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県が進める地域医療構想について、保健医療圏ごとに設置される地域医療構想調整会議にですね、行政関係者として委員に加わっておりますので、私から説明申し上げます。

地域医療構想は、高度急性期、急性期、回復期、慢性期と四つの病床の機能ごとに2013年の医療需用をもとに、2025年の医療需用と必要病床数を推計し、あるべき医療供給体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すものでございます。議員御指摘の2025年の病床数について、福岡県は国の示すガイドラインに基づき、医療機関所在地ベースという条件のもと推計したものと説明でした。また、地域医療構想については、現在県内13地域で会議体を設置し、あるべき医療需用を算出するために地域の課題抽出や施策の検討をしている段階であり、計画策定までには至っておりません。したがって、福岡県全体、北九州保健医療圏の病床数等については何も決まっておりますので、芦屋中央病院の状況についても同様でございます。

なお、福岡県が進める地域医療構想の現時点でのスケジュールについて御説明申し上げます。福岡県では、県内に13ある保健医療圏を地域医療構想区域と決定することを前提とし、地域医療構想策定会議及び地域医療構想調整会議の二つの会議体での検討を経て8月をめどに構想案を策定し、福岡県の医療審議会にて調査・審議を行い、パブリックコメントを経た後、本年12月に地域医療構想を策定することとしています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まだ十分決まっていないということですが、一応ですね、こういった、たたき台は出てきています。今まで一般病床と療養病床であった部分についてはですね、高度急性期、急性期、回復期、慢性期という、こういったふうな中で細分化されて、そして、これをそれぞれによって削減していくという目標を持たしているんですけど。慢性期とですね、急性期、高度急性期についてはですね、削減方向ですが、回復期病床についてはですね、病床機能報告を2014年に出したんですけど、この時点から見てもですね、3,150床ふやすという、これだけはですね、全体的には減らしていくんですけど、この回復期病床についてはふやすという方向を打ち出しています。そういった点ではですね、芦屋町の町立病院におきましても、いろいろなところで療養病床とか一般病床が減らされてもですね、回復期に置きかえてですね、現在ある137床、これをぜひ守っていただきたいというふうに思いますが、その点はどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

もちろん、そういうことで137床は確保しなければなりません。今、福祉課長が委員、それからうちの病院長も委員の一人で加わっております。その中でも、しっかり137床、芦屋中央病院の病床数は確保するという方向性を確認しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後ですね、地域医療を守っていくためにもですね、芦屋中央病院の137床というのをですね、ぜひ守っていただきたいというふうに思います。

それでは最後にですね、加入者の割合が高齢者が多く、低所得者が多い、国民健康保険の構造的課題に起因する財政運営の認識について伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

国民健康保険の財政運営についてお答えします。

国民健康保険は、被用者保険と比べ、被保険者全体に占める高齢者や低所得者の割合が高くなっており、医療費の変動の影響を受けやすい小規模保険者が多いこと、市町村間における被保険者の年齢構成や所得分布に差異が生じていることなど構造的な問題を抱えています。また、市町村間の保険税の格差も問題となっており、芦屋町においても一般会計から繰り入れを行い、財政運営を行っています。

これら国保が抱える問題に対し、これまでも国、県及び町による公費投入や、市町村国保間または被用者保険を含む医療保険制度間での財政調整等の取り組みが行われてきました。また、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議等を踏まえ、保険者支援制度と県単位の共同事業の恒久化、保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大が法定されたほか、保険基盤安定制度や保険者支援制度の拡充などが予定されていますが、いまだ十分とは言い難い状況にあります。

このような現状を改善するため、国民健康保険の運営に関し、県単位による広域化を推進することが必要との観点から、国民健康保険法が改正され、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、町は地域におけるきめ細かい事務を引き続き担うこととされました。

県では、平成30年度からの国民健康保険のあり方の見直しの準備を円滑に進めることを目的に、県と市町村で協議するため、福岡県国保共同運営準備協議会を設置しました。準備協議会では、納付金や保険料の標準設定、国保運営方針などを協議することになっているため、情報収集に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国保の運営については構造的に財政が厳しいということですが、2014年の県内ですと、国保の職業状況を見ますと、農林水産業が2.2%、自営業が18%、被用者が32%、被用者というのは従業員が5人以下、それからパート、アルバイト、こういった方々です。それから無職が45%、その他が1.3%ということで、被用者、無職ですと、8割を越えているということで、そういった点ではですね、大変やっぱり厳しい構成になっています。

このことからですね、国保は高齢からくる医療費増のためにですね、低所得者が多い中で、保険料は上がり続け、滞納者は2割近くに達しており、国民健康保険制度のですね、土台が揺らいでいる状況です。国保の現状はまず、やっぱり国庫支出金の投入がないと維持できないのですね、国庫の割合が1980年代50%入れていたのに、現在は25%まで低下しているという、ここにやっぱり一番大きな問題があってですね、これをやはり80年代並みの50%に引き上げ

るということを国に求めていかなければなりません。

それで、どうしているかということですね、先ほど課長が答弁しましたように、各市町村の繰上充用や、この一般会計からの法定繰り入れをやっております。またこれがなくなればですね、保険料の大幅な値上げを強いられるということになります。国保が広域化されて、平成30年からですね、県になるということになります。現在もですね、昨年から1円以上の医療費は全て保険財政共同安定化事業の対象となりですね、広域化の第一歩となっています。今はそれでも町からの一般会計の繰り入れとかをやってるんですけど、これが県の広域化支援方針の中ではですね、一般会計の繰り入れ、繰上充用の解消をうたうということですね、今、市町村にしています。

それでもう時間がないのでですね、町長に伺いたいんですが、最後。やはりこういった介護保険の保険料の設定についてもですね、介護保険広域連合のようにブロック別保険料、先ほど吉永課長が言った2次医療圏別、こういったところにブロック別保険料を設定して行ってですね、やろうということを考えています。介護保険の広域連合の保険料は自治体からの繰り入れを認めておらずですね、給付の増大が即保険料の値上げに連動しているというのは御存知のことと思います。住民に身近な市町村が保険者でなければ、一般会計からの繰り入れは考えずにですね、給付の抑制と徴収強化、そして資格証の発行とかそういったことにですね、つながると思いますが、ぜひですね、そういった国や県がですね、住民の命と健康を軽んじるですね、医療行政を行っているときに、その防波堤となってですね、国や県を正し、町民の命と健康を守ることが町の役割と考えますが、町はぜひですね、その立場に立っていただきたいというふうに思いますが、その点はどうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

議員がるる、お話されたとおりでございます。今、平成30年度からあり方の見直しの準備ということで、福岡県の国保共同運営準備協議会というものが設置されております。その委員に私も参加しておるわけでございまして。もうこれは芦屋町に限らず、全国的な国のレベルの問題でありまして。国のほうは、財政運営につきましては県、事務につきましては町という、これ一つの大きな二つの柱、これははっきりしておるわけでございます。じゃあその中身についてどうするかという形の中で、今から協議に入っていくわけでございます。県は一律にしようとしておったわけでございます。国保料金を一律にして、そこでいろいろ論議がございました。まあしかし、これは無理であろうというような形の中で、今、終わっておりますので、今、まさに審議中であるわけでございまして。その中でやはり、しかし、一律に決まったといたしましても、ここ

は、これからは町民のあれなんです、芦屋町といたしましても、いわゆる急激に上がることのないような中で、状況によっては政策的な支援として、一定の赤字補填も必要であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。13時30分から再開いたします。

午後12時11分休憩

午後1時30分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

次に、2番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡でございます。本日は3件、一般質問させていただきます。

初めに、1件ですけれども、子供などの貧困対策についてでございます。

我が町は、「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」という基本理念のもと、町の宝である子供たちが、未来へ夢と希望を膨らませて、大きく社会に貢献できる人材に育つことに期待を寄せ、「教育の町 芦屋」として教育に力を注いでいるところであります。しかし、日本の教育環境は、貧困を抱える子供たちにとって決してよい状況とは言えません。日本の子供の貧困率は、2012年の調査でありますけれども16.3%、6人に1人の子供が貧困状態となっております。先進国で構成するOECD（経済協力開発機構）加盟34カ国中、10番目の高さとなっております。

世帯の1人当たりの所得が国民の平均所得の半分に満たない約122万円以下で生活している、いわゆる貧困状態にある世帯の割合は、ひとり親家庭、約146万世帯ですけれども、に限ると54.6%に上がります。貧困による経済格差は、子供教育の格差にもつながる。成長後も希望の仕事につけず、収入が低いままになるなど貧困の連鎖が大きな問題となっております。

貧困を生む要因は、現在の日本の社会の仕組みに問題があるのではないかと考えられますけれども、とりわけ、子供などの貧困は喫緊の課題となっているのではないのでしょうか。

ここで、件名ですけれども、通常であれば「子供」ということになるんですけれども、「など」とつけている理由はですね、これが奨学金というよりも大学生のことを勘案して、この「など」とい

うことで大学生を含んだ形で記載させていただいております。

深刻な状況を打開するため、公明党につきましては、子供の貧困対策を総合的に推進する子どもの貧困対策推進法、2013年6月制定ですけれども、や貧困家庭の支援などを含む、生活困窮者自立支援法、同年の2013年12月の設立でありますけれども、この設立をリードしてまいりました。現在、これらの法律に基づいて、国や県は、財源の確保、現在2016年度の一般会計等の審議が行われておりますけれども、そういった中で、この貧困対策にかかわる予算が確保されそうにあります。そういうことで、我が町はこれにかかわる取り組みがどのようになされているのかお伺いいたします。

初めに、この平成25年6月に制定されました、子どもの貧困対策推進法の目的理念についてお伺いします。これは先ほど川上議員が口頭で説明しておりましたけれども、重要なところでありますので、確認させていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長

○健康・こども課長 武谷久美子君

子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的といたしましては、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」と規定されております。また基本理念といたしましては、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を推進するとともに、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもとに関係分野における総合的な取り組みとして行わなければならない」とうたっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、この同法なんですけれども、これについては、町としての責務について、この法に記載してあると思うんですけれども、この本法では町としての責務についてどう義務づけておるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長

○健康・こども課長 武谷久美子君

基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策

を策定し、及び実施する責務があります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁でございましたように、町についてはですね、この貧困にかかわる計画の策定、それとその施策の実行に関して責任を負っているということでもあります。そういうことで、まずですね、こういった計画の策定、またはそれを実行するにおいて、当然ながら町の実態についてですね、確認しなければならないと思うんですけども、貧困の実態がどのようになっているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

子供の貧困の把握につきましては、現在子供の貧困との関係が想定されます就学援助などの個々の状況については把握しているものの、総合的な状況については把握に至っておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

把握、もう十分にはされてないということでもありますけれども、そういうことで、当然ながらですね、計画の策定のほうも進んでいないんじゃないか。また、今のところお伺いしたところ、朝の川上議員の一般質問に対する答弁の中で、県のほうが計画策定している状況にあるということをお聞きしました。そういう中でありますけれども、筑紫野市ではですね、もう既に、自治体の把握というか、子供さんができた妊娠時のときにですね、母子手帳をお渡しするときなどに、そういったこれに関するアンケート調査等行っております。またですね、児童扶養手当の現況届け時にですね、ひとり親の方、また困っておられる親御さんに対するですね、そういった情報の聞き取り等行っている自治体もあります。そういう中で、我が町につきましても、そういった機会が全くないわけじゃないと思いますので、その中で別にですね、特段調査をするというようなことも必要かと思うんですけど、例えばきょう川上議員の質問の中で、東京都の足立区の話が出ておりました。それ以外にもですね、先行的に実施しております横浜市などでもですね、子供さんを対象にした市の子供さんを対象にですね、5,300人だったと思うんですが、アンケート調査をやってですね、実態把握に努めている自治体もございます。そういうことで、我が町につ

きましても、こうした実態を把握できる機会があるのではないかと考えるのですけども、この点いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

芦屋町といたしましては、現在行っている母子手帳発行時の妊娠相談や乳幼児全戸訪問、乳幼児健康診査、また保育園や幼稚園の入園手続、児童扶養手当などの現況届におきまして、育児不安や子育てに伴う負担、また生活困窮の不安を抱えていないかなど、聞き取りや調査は行っており、関連機関と連携を図りながら支援につなげている状況です。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことで、機会もですね、ございますので、そういった機会を利用していただいであすね、今後こういった関連法に基づいて施策を推進するということでもありますので、そういった機会を捉えてですね、しっかりと把握していただけたらと思います。

続きましてですね、子供と直接にかかわる学校にはですね、この実態把握がより今の健康・こども課よりもですね、把握できるチャンスが多いのではないかと思うんですけども、学校のほうではいかかでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

学校教育課では、義務教育における準要保護世帯の児童・生徒数及び生活保護世帯の児童・生徒数を把握しております。準要保護世帯の児童・生徒には、学用品費、給食費などの就学援助を行っており、生活保護世帯の児童・生徒には、教育扶助が支給されています。平成26年度末における児童数は全体で836人、準要保護は132人で、全体の15.8%、生活保護は27人で、全体の3.2%、生徒数は全体で470人、準要保護は84人で、全体の17.9%、生活保護は19人で、全体の4%となっております。なお、法でいう子供が18歳未満となっていることから、把握については、今後、策定される県の子供の貧困対策推進計画などを参考にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁いただきましたように、やはりですね、芦屋の町についてもはっきりと見えないところでもありますけども、かなりですね、この貧困にかかわってですね、子供たちが悩んでいるところがあるんじゃないかな。そのように推測できるんじゃないかと思います。健康・こども課のほうでは、今後の実態把握について明確に何かお考えがありましたら、お願いいたします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

幅広い課題に対応する必要があり、総合的に取り組むことが求められておりますので、関連機関と連携し、調査・研究を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

健康・こども課のほうではですね、子供・子育て支援について相談窓口を設けておられると思いますけども、その窓口はどことなっておるのか。また、近年のですね、こういった子供さんにかかわる相談件数がどの程度あるのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

子供・子育て支援に関わる相談窓口は健康・こども課となっております。また、相談件数の状況ですが、今年度の相談件数は66件で、相談内容といたしましては、育児・子育てに関する相談が大半となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

66件ということで答弁がありましたけども、その相談件数の中にですね、今回の子供などの貧困にかかわる相談は全くないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

ひとり親家庭から就学援助についての相談が3件ほどございました。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

相談件数3件の内容については、公表するわけにはいきませんかでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

就学援助ということで、子供さんがですね、学校に行きたいんだけど、そういった入学金とか、そういったものに対しての何か貸付制度がないですかというお尋ねでした。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

やはり、やっぱり切実な問題がどこかにあるのじゃないかなとつくづく感じるわけです。

それでは、話は変わりますが、広報あしやの1月10日の849号、それから2月1日の851号だと思うんですけども、このひとり親家庭のための相談、それから就業支援講習会の御案内がですね、掲載されておりました。内容は今のところ県が主体でですね、こういった取り組みをやっている関係もあって、紹介をする程度のものであったわけですけども、今の法についての確認をしますと当然町としての責務がしっかりと問われているわけですので、ちょっとこの広報に記載されている表現からするとちょっと寂しい感じ、または適切さをちょっと一部欠いているんじゃないかとつくづく感じたわけです。また、この掲載された内容の中で、窓口が平日だけ役場のほうでオープンしていただいているようでありますけれども、やはりそういった貧困に接せられている家庭というのは、やはり共働きとかひとり親で、仕事に出られることの機会が多いので、平日相談に来るというのは、なかなか来られないんじゃないかなというふうに考えるわけです。そういう中で、やはり親身になって相談にお答えするとすれば、やはり時間外とか、休日のチャンスを与えるべきではないかなと思うんですけど、休日の対応についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

就労支援や経済的支援といたしまして、県は専門の職員を配置して、ひとり親家庭などを対象に就業相談や講習会などの支援サービスの提供を行っております。このようにひとり親家庭の支援には、児童福祉、社会福祉、雇用、教育など多岐にわたる情報や知識が必要で、相談業務には、かなりの専門性が必要となっております。また就労している方にとっては、休日の支援サービスの提供は利便性の向上が図れるものですが、現在の職員体制では町独自で就業相談や講習会の実施は難しいと思われまます。

今後町としてできるひとり親家庭への支援サービスの充実を図るとともに、個々の実情に応じたさまざまな制度やサービスの情報提供ができるように努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の答弁がございましたけども、先ほどから何度も申し上げておりますけども、やはり、町としてですね、どのような対応をしていくかというのは具体的には検討していただく必要があるんじゃないかなと思います。昨年の3月にですね、子ども・子育て支援事業計画が策定されておまして、これは法ができた後にできた計画だと認識するわけですけども、その際ですね、この計画には子供たちの貧困対策についてのお考えはどのように盛り込んでおられるのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

子ども・子育て支援事業計画では、基本目標として保護者の就労状況や生活環境など子供を取り巻く家庭環境の違いや、子供の発達程度にかかわらず、子育てする全ての人に対してさまざまな支援が提供でき、全ての子供が健やかに成長できるよう提供体制を図るものです。

この計画の策定に当たりまして、貧困世帯の子供への具体的な支援策についての議論には至っておりませんが、保育サービスの充実、児童虐待の防止や相談窓口体制の整備など、子供の健全な育成施策を推進しているところであり、支援事業を実施していく中で訪問、相談事業において子供の貧困対策の取り組みをしていくこともできると考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことで、貧困対策にかかわっての特段のまだ策定のほうは済んでいないということですので、特化した形で、今後ですね、策定をしっかりやっていただきたいと思います。この貧困対策法に基づいて、大綱が示されておりますけれども、その中に二、三点ちょっと質問したいことがありますので、お聞きいたしますけれども。

まず初めにですね、国は相談窓口のワンストップ化について目標を定めてこれを推進しておりますけれども、うちの子供の支援計画等を見ましても、そういった記載がございますけれども、このワンストップ化についての見解はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

母子保健事業を通じて、妊婦、乳幼児の発達や育児の状況を継続的に把握し、相談支援を行っております。また、新年度から子育てに関する相談業務のワンストップ化を推進し、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して、総合的な相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を健康・こども課内に設置いたしますので、子育て支援のさらなる充実が図れるものと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

ますますですね、そういうことで、住民の皆さんの声を聞いていただけるよう、そういったシステムができればいいなというふうにつくづく考えます。

次ですけれども、教育支援についてはですね、貧困にかかわる中に大きな項目として四つぐらいあるかなと思うんですけれども。教育支援については、特にですね、子供とかかわり合う機会が多い、学校になるわけですけれども、子供の貧困対策のプラットフォームの意味合いからも、関連性が高いので学校教育課にお伺いしますけれども、この大綱に書いてありますけれども、スクールソーシャルワーカーについての質問をさせていただきます。その資格や役割はどういったものかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

スクールソーシャルワーカーは、子供に影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の改善に向

けて、家庭、学校、地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家で、資格要件は社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者も含んでいます。

職務内容としては、児童相談所を初めとする行政機関などと教育機関との連携環境の構築や保護者の生活面において、福祉的援助の必要性が認められる家庭への自立支援相談などです。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

このスクールソーシャルワーカーですけれども、現在、配置はあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

芦屋町には、県から芦屋東小学校に1名のスクールソーシャルワーカーが派遣されております。週に4時間の業務を行っておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

よその小学校、中学校等にはまだ配置はないということですが、活用についてはですね、しっかりとうまく効率よく運用していただければと思うんですけれども。

それではですね、今まで貧困に特化した形ではなくてもですね、中学校のイブニングスタディをやって、教育の能力を向上するという取り組みも町でやっておられますけれども、それ以外にですね、子供の学習支援についてはどういった取り組みがあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

当初、イブニングスタディと土曜学び合いルームについては、貧困対策という考えで、スタートをしていますが、現在は事実上、子供の貧困対策となる教育の支援の一つになっているのではないかと考えております。

子供の貧困対策については、教育の支援だけではなく、生活の支援や保護者に対する就労や経済的な支援もあり、学校教育課だけの問題ではなく、多くの課にまたがる問題でもあり、一つの

自治体として総合的に取り組む必要があると思っております。また、財源の面からも国が積極的に取り組むべき問題ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、当初お話ししましたように、子供などということで、「など」をつけさせていただいたところなのですが、奨学金制度なのですが、ちょっとお話を聞いていますと昔あったよという話を聞きましたけども。現在ですね、奨学金制度については、国や県など給付の拡充を今、図っているところなのですが、我が町には17年度ごろまであったんですかね。この廃止された理由はどういったところでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

当時、全町的に補助金、扶助費などの施策の見直しが行われ、廃止になったものであり、当時、福岡県教育文化奨学財団や日本学生支援機構などにおいて、奨学金の給付を受けることができました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

定住促進政策、そんなのも含めながらですね、勘案すると、やっぱり芦屋の子供たちが余り町からそういったですね、奨学金をいただきながら学校に行ったという形にしますと、やはり帰属意識というか、町に対するですね、そういった考えも醸成できるんじゃないかなと私は考えるんですが。東京の私立大学に行きますと、奨学金、国、それから県、それをいただきながら、まあもらえない方もおられるかもしれませんが、一つや二つの奨学金では今のところ、そういった私立の大学を出るのは非常に難しいというふうに聞いております。そういう中でですね、非常に運営も難しいかと思うんですが、問題もいろいろ出てくるかもしれません。ただし、やはり子供にそういった投資をできる町というのは、人材を育成する上でですね、重要な、この町としての責務があるんじゃないかと考えるんですが、再開の受け入れについてはどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

この件につきましては、国の重点施策に入っておりまして、今後、制度の充実が図られるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町としては受け入れというか、また創立するという事は、検討はしていただけるんでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

こういったその教育の支援の関係につきましても、先ほどいろいろ就労の支援とかありまして、総合的に考えていかなければいけないと思っております。郡内の状況ですね。それから県下の他の自治体の状況も注視しながらですね、今後いろいろな面でですね、考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

まあそういうことで、町についてはですね、町長の強い意欲を持ってですね、子供たちを育ててもらっているわけですけども、この貧困対策については教育支援のみではなく、生活支援、それから親の就業支援や経済的な支援など幅広いですね、支援が不可欠になってくるんですけども。

最後にですね、町長に子供などの貧困対策についての所信をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

その前に1点、今、奨学金制度の件で手を挙げろかなと思ったけど、学校教育課長、ちょっと答弁が苦しかったと思いますが。私が記憶している限りですね、今の奨学金制度というのは、メニューという言葉を使っていいかどうかわからないですけど、結構多いんですよ。その当時

ですね、結構あって、奨学金を利用する方が激減したということですね、そういう理由もあったわけでありまして、そういうことで、奨学金が廃止になったというふうに私は承っております。

じゃあ今から奨学金どうするかということで、まず、国、県が力を入れておるといってございまして、課長もさっき言いましたように、ちょっといろいろ調査をしないとですね、今、ここで検討しますと言え、大体やりますというふうにとられますので、調査させていただきます。

それとですね、別件なんです、うちの場合は芦屋ボートレース事業をやっておるわけですが、そのボートの収益金で日本財団がいろいろな事業、社会貢献をやっております。今、代表的なのがハンセン病撲滅運動ということで、これは世界でも多く評価されておるところで、ほぼもう撲滅したというところまでいったということですが。

話は飛びましたが、貧困子供の件につきましてもですね、これ、日本財団のほうでチームを今、つくっております、6人に1人の子供が貧困状態にあると言われておるとい形の中で、ここは非常にユニークな若手のチームがおりますね、これを何とか世の中の世論の関心を持たせて、盛り上がりを持たせないとやはり、まず理解が必要であろうという形の中でですね、経済的な面から非常に研究しております、私もつい先日の、日本財団の評議員させていただいておりますので、その席で発表を聞いたわけですが、ちょっと読ませていただきますと、日本財団は2015年4月より政府と連携して「子供の未来応援国民運動」を展開しております。子供の貧困問題に関する世論の関心を喚起する観点から、子供の貧困がもたらす社会的損失を、日本で初めて推計をしたということですね、推計の結果、1学年、1学年当たり2兆9,000億の経済損失をもたらすということがわかったということで、たくさんまだ書いてあるわけですが、これだけ熱く、毎日新聞等12月からですね、取り上げられておるわけですが、非常にそういうことで、政府の、国と今、連携をして国の尻を叩いておるといことをまず。まあ、うちはボートをやっておりますので、我々のボートの収益のほうからそういうふうなことをやっておるといことを、皆さんに御理解賜った上でですね、本題に入りたいわけですが。

もう午前中に川上議員、それから松岡議員、この今議会で子供の貧困対策についてということで、取り上げられて質問されておられるということで、非常にこれは大きな問題であると認識しているわけでありまして。私といたしましても、子供の学力を含む教育全体に期待し、多くの財政支援を今まで行ってまいりました。貧困はその成果を低下させ、あるいは阻害する要因であるわけでありまして。そして、子供の貧困が拡大することは、少子化とも相まって我が国の活力を失わせる重大な局面であると思っております。こうしたことから平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されたわけですが、その主旨を生かして貧困の連鎖を断ち切

る必要があります。

当町といたしましてもその主旨を踏まえまして、町の実情に応じた施策の充実を図る必要があらうかと思えます。先ほど来、課長が答弁しておりますように、まずはやはり国において必要な経済的支援が優先されるものだと考えています。28年度より、ひとり親家庭の児童扶養手当の増額、多子世帯の保育料の負担軽減等が図られますが、医療費や社会保険料の負担軽減の拡大等、国が実施すべき項目は、まだまだ不足していると考えます。

一方、子供の貧困は家庭内での虐待、学校現場では不登校、非行等さまざまな問題につながりかねません。そのためには貧困の実態把握が、対策を検討する上で、非常に重要と考えております。まずは健康・こども課、福祉課、学校教育、これが連携いたしまして、チームをつくりまして、現状把握に努め、身近な問題、できることから対策を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

子供たちが大きくですね、芦屋の町から育っていってくれることを願ってやみません。

それでは2件目に入りますけども、2件目は救急医療情報キットについてでございます。これにつきましてもですね、広報あしやの1月15日の分、850号に「冷蔵庫の中に安心を」といった表現で情報が記載されておりました。これにつきましては高齢者支援係の方からの、この医療キットにかかわる住民の皆様への連絡事項でございました。

この本キットについてはですね、公明党の益田元議員がですね、平成21年第2回の定例会において本キット導入の必要性を提起しております。その結果として平成22年10月に運用されたと同っています。

そこで、このキットの運用状況についてお伺いしますが、まず本キットの目的をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

救急医療情報キットは、かかりつけ医、服薬情報、持病、緊急連絡先などの本人情報を筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、高齢者等の救急時や災害時等、もしもの時に備えることを目的にしています。具体的には、救急隊員が自宅に駆けつけたとき、冷蔵庫等に救急医療情報キットがあるシールが張ってあると、救急隊員が冷蔵庫をあけて、キットの中身を確認することができ、その情報を救急医療に役立てるものでございます。給付に係る費用は無料でございます。

ます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

これにつきましては、利用者の条件の規定はございますでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町救急医療情報キット給付事業実施要綱に基づき、給付対象者は65歳以上の独居の高齢者、65歳以上の者のみの世帯に属する者、障害のある独居の者、その他町長が認める者としております。その他町長が認める者とは、子供さんらと暮らしているが、仕事等によって、日中や夜間に独居の高齢者と同じ環境にある方も対象にしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

対象の方には多くのキットを活用していただきたいと考えます。現在ですね、その対象者の中で普及率というか、利用されている率はどの程度にありますか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

27年4月の救急医療情報キットの利用者は914人おられます。内訳を申し上げますと65歳以上の独居高齢者が439人、65歳以上のみの世帯が325人、その他の高齢者が137人、障害者が13人でございます。

介護関係施設入所者を除くと、27年4月の65歳以上の高齢者数は3,922人でございます。この数字を分母とした場合の利用率は、23.3%になります。利用率が高いか低いかの判断基準については、内閣府が平成25年版高齢社会白書で示した65歳以上の高齢者で、健康上の理由によって日常生活上の動作、外出、仕事等に影響のある方の割合が20.9%でございますので、比較すると一定の利用水準に達していると考えています。また、昨年、災害時における避難行動要支援者として登録していただいた総数が868名でした。救急医療情報キットを配付している方の数が避難行動要支援者の登録者数を上回っていることから見ましても、一定程度の

普及は進んでいると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

私もちょっと認識を間違っていました、実は高齢者の中には、子供さんと一緒に生活されておられる方がおられるんですけど、昼間は一人という方がおられてですね、ちょっと聞いてみますと、ちょっと知らなかったという方もちょっとおられたんですね。そういうことで、そういった一人の、昼間ですね、長時間一人で過ごしておられるその高齢者の方にも、やっぱりこういったですね、キットを運用していただいて、何かあったときにですね、活用していただければとちょっと考えたわけですけれども。今、答弁がございましたように、そういった方も使えるということですね、また御案内を申し上げたいと思います。

本キットについてはですね、運用方法を誤ると大変なことになるんじゃないかと思えます。特にですね、そのキットを外に張っていると、防犯的にどうかといったところがあるんじゃないかと思えます。またですね、このキットなんですけど、今回御案内していただいて、更新をしなければならぬということも気づかれる方もおられますし、そういったものがあるということ認識される方もおられるんじゃないかと思えますけれども、そういったですね、これについては情報が新しくなければ、全く役に立たないと思うんですね。そういった取り扱い要領について徹底はされているのでしょうか。そのあたりをお伺いします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

救急医療情報キットは、町の職員や民生児童委員が直接利用者に渡して、取り扱い方法やカードの記載方法を説明しており、利用目的等は理解していただいていると認識しています。あとは救急医療情報キットを冷蔵庫に保管していただき、表示するシールを張っていただければ、もしもの時に役立つものと考えています。

課題は情報の更新です。制度が始まって4年が経過しており、利用者の病状、服薬等の情報が変化していることも考えられるほか、親戚や知人が転居する等、緊急連絡先の変更も必要になる場合がございます。このようなことから、救急医療情報キットの内容を御自身で更新していただく必要があります。このため、町では広報あしやで情報の更新のお知らせをするとともに、適時、民生児童委員協議会定例会において、利用者からの依頼があったとき、あるいは利用者宅を訪問していただき、情報更新をお願いしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

と今、答弁がございましたように、私はちょっとそこを不安に感じるわけなんです。広報で連絡していただいて、やはり高齢者の方がずっとその見ておられて、「あ、これきつとうちのことだね。」というふうに捉えていただけるかどうかのところだと思うんですよね。民生委員の方が回って、どの程度できるかというところだと思うんですよね。やはり、せつかくこういったいいものを準備していただいて、活用している。これが役に立たなければ、全く意味をなさないわけですので、やはりそこには、私は民生委員の方だけでは手が届かない、そういった中で自治区の問題もいろいろございますけども、区を挙げてですね、こういったものに関しては、情報提供をできるような取り組みがあるんじゃないかなと思うんですが。この自治区の支援を得られるようなよい方法は特に考えておられないんですかね。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

救急医療情報キットの内容というのが、持病や服薬、緊急連絡先とプライバシーや個人情報が記載されております。このため、守秘義務がございます。民生児童委員の協力を求めて給付してきた経緯がございます。現在も同様に、普及や更新について民生児童委員の協力を得ているというのが現状でございます。

しかしながら、救急医療情報キットの制度の周知を図るとかですね、あるいは区長さんを初め、国民の方々に福祉サービスをよく知っていただくと。こういったこともございますので、個人情報に配慮しながらですね、これから区長さん等へ協力も求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

情情的にもちょっと個人情報にかかわるところもございますけれども、人命にかかわるとかそういうところにも関する事項ですので、そのあたり留意しながらですね、今言われたような形で徹底を図ってもらって、情報の更新を進めていただければというふうに思います。

それでは、3件目に移りますけども、これは妹川議員も同じような質問件数を設けておられましたけれども、時間がなくてできなかったということでもありますので、私と視点が若干違います

けれども、芦屋町のまち・ひと・しごと地方創生の取り組みについてお聞きいたします。この件につきましては、町の総力を挙げて、現在取り組みが行われているところでもあります。またですね、昨年の暮れに議員全員協議会でも素案が示されたところでもあります。ではありますけれど、この地方創生にかかわる事業は町としてもですね、重大な、また重要な喫緊の課題であるんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、改めてこの取り組みについてお伺いいたします。

初めにですね、町長にこの地方創生事業の重要性はどのように認識されているか、まず確認させていただきます。町長お願いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

はい、それでは答弁させていただきますが、何度もどんな機会でもお話させていただいておるわけでございますが、芦屋町では、国が地方創生の考え方というものを出す前から、芦屋町独自でさまざまな取り組みを推進してまいってきたわけでありまして。

今回、芦屋町だけでなく各自治体も知恵を出し合って、町を元気にしようとして地域間競争も激しくなってきたわけでございますが、芦屋町には豊富な資源があります。そのポテンシャルは十分に備えておるわけでございます。このことで大切なことは、やはり小さな町でございます。そして、いつも話しますが、行政の有効面積も県内60市町村のうち、59番目という狭い行政面積であるわけでありまして。ということは、このことに望むに当たりましては、いかに行政、議会の皆さん、住民の皆さんと知恵を出し合って、いろいろな施策を出して、アイデアを出して、そしてつくり上げていく。このことはまず、一番肝要なことではないかと思っております。そして、多くの方に芦屋町を売り込んでいただけるかどうか。そして、売り込んでいけるかどうかということだと思っております。

この地方創生、今後の芦屋町の20年、30年後の将来を決める重要な5年間であると考え、ことしはそのスタートの年だと認識しております。これまでの町の取り組みを、国が後押しをしてくれるものですから、このチャンスをしっかりつかみ、皆さんとともに元気な芦屋町をつくりていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。町を挙げてですね、この事業を成功におさめていく必要があるんじゃないかと思っております。そういうことでありますけれども、今はですね、本事業にかかわる体

制が組み立てられておりまして、推進本部、それから推進委員会、事務局があって、職員の皆さんたちが大変な中ですね、職員プロジェクトということで、総力を挙げてですね、この素案をつくっていただきながら、今後の取り組みを真剣に考えていただいているところでありますけれども、このネットワークについての連携がうまくいっているかどうか確認させていただきます。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

各施策の推進は、それぞれの所管にて、しっかりと取り組んでいき、全体の進行管理それからP D C Aの推進は、企画政策課がその機能を担うということです。

総合戦略につきましては、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて目標値や施策の見直しを行うこととしております。芦屋町においては、行政内部に町長をトップとした地方創生本部を設置しており、外部の有識者会議として地方創生推進委員会も設置しております。これらが連携し、評価検証と進行管理を行っていくという体制を整えております。

重要な連携につきましては、多くの事業で各課間の連携が必要となりますが、その調整機能は企画政策課が有しており、特に後期基本計画やこの総合戦略においては、この連携の重要性を強調しております。必要に応じてプロジェクトチームを編成するなど、各関係課の連携が有機的に機能するよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、体制内の運営は円滑にですね、情報交換も行われて運用がうまくいっているという答弁であったかと思えます。これにつきましてはですね、住民説明会が行われて、またパブリックコメントについてもですね、やるということで、お話があっておりましたが、これにつきましては、議案の上程前にですね、町長が行政報告を行われる中に、7点目に説明がありましたので、割愛させていただきます。本地方創生事業につきましては、時間とですね、それから人員、予算が限られているため、特定のプロジェクトに政策資源を集中せざるを得ないと考えられるわけですが、この計画案をたくさん示している中で、特に核となるものはどういったものか説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

今回、政策目標を四つほど挙げております。それぞれが大きな核として位置づけられ、その好循環によってまちが元気になり、最終的にはずっと住み続けたいくなるまちになるというイメージなのですが、その中でも特に重要視しているのが、政策目標1の「芦屋の魅力を活かし、新しいひとの流れをつくる」ということです。

この戦略のポイントは、まずは人の流れをつくるために取り組む必要がある17の具体的な施策を、次の六つの戦略にまとめたものです。シティプロモーション、芦屋流おもてなし、地域資源を活かした観光の魅力づくり、オンリーワンの芦屋釜を活かした魅力づくり、芦屋港レジャー港化、芦屋流移住・定住の推進。どれも重要な戦略ですが、全てにおいて情報発信がキーワードになるかと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、今、核となる事業について説明をいただきましたけども、推進を今、行われている中で、もう始まっているわけですけども、懸案となっている事項はございますか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

検討段階で各委員さんからの意見として「住民の方が町のことを知らない。」という指摘を数多くされました。先ほど情報発信がキーワードと言いましたが、特に町民向けの情報発信も重要と考えております。

そこで政策目標4の戦略2に「みんなで作るあしや、協働のまちづくり」の中で「シビックプライドの醸成」という施策を上げてます。シビックプライドというのは、自分の住んでいるまたは働いているまちに対して、誇りや愛着を持つことで、みずからもまちを形成している一人であるという認識のもと、より積極的にまちにかかわろうという意識のことです。

芦屋町の歴史や伝統文化、産業、自然などさまざまな魅力を知り、行政や議会、関係者や住民の皆さんが一丸となって、まちへの思いをさらに醸成できれば、この総合戦略の実現もスピード感が増すものと考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことで、この事業がですね、先ほど言いましたように、よいほうへ、よいほうへ行ってですね、町のためになればと思うわけですけれども。先般、議員が集まりまして、福岡県の町村議会研修会に参加させていただきました。その中でですね、九大の産学連携センターの谷口氏が地方創生のプロジェクトの成功要件ということで、講演がありました。その中でですね、その特に私が感じているのとちょっと共感するところがあったので、ここを危惧しましたので、ちょっと言わせていただきますけれども、組織の限界打破についてこのお話があったわけですね。誰がプロジェクトを推進するのかと。実務の現場が、どうあるかということなんですけど、私も役場の中を回らせていただきますとですね、今、行政改革、集中改革プランとずっと今までやってこられたとは思いますが。現場を見ていますと、そういうことで、コスト削減、定員削減に加えてですね、熟練の職員さん、町の役場の職員さんがですね、やっぱり大分退職されて、疲弊状況に陥っているんじゃないかなと私も感じる場所なんです。そういった中で、こういった短い期間の中でやる計画でありながら、町にとっては重要な事業の一つであったときにですね、この疲弊状況のままですね、やっぱりこの事業をやっていくのはちょっと重たいんじゃないかなと私は思って、本当に事業推進力のその原動力になれるかというところが、一番懸念されたわけですね。そういう意味からですね、こういったときにはですね、行政改革もあれですけども、経費もかさむでしょう、人件費もかさむでしょうけども、投資するところはしっかりとですね、宛てがっていかないと私はだめだと考えるんですけど、これについての見解をちょっとお聞きしたいんです。よろしくをお願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

先ほどの答弁のちょっと繰り返しが基本になるので、繰り返させてもらいたいのですが、まず、組織的には、企画政策課がですね、全体の進行管理、PDCA、これはしっかり体制はどうであろうとやっていかなければいけません。それと毎年度、評価検証は先ほど言いました、推進本部、それから有識者の推進委員会、この二つが連携して、うまくコントロールしてそのあたりをクリアできればというふうに思っております。

あと、3点目としてはですね、外部の人的な戦力の確保という意味からすると今、2年前からふるさと財団の地域再生マネジャー事業として、総務省認定のアドバイザーを受け入れております。今、効果的なブランド化戦略のアドバイスを受けているところです。それと4月からは、地域おこし協力隊という新たな取り組みもスタートします。そういう意味からすると、内部だけの現在の状況もいろいろありますけど、外部からもですね、新しい血とかそういうことを入れることによって、この町が少しでも変わればと思っております。

今後も組織上の課題が出れば、迅速に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

説明がありましたけども、見るからにですね、役場の職員さんたちは一生懸命頑張っていたかと思うんですけども、今、抱える課題が非常に多いかなと思うんですね。そういうことで、やはりそのあたりもしっかりと見ていただきながらですね、皆さんたちが活動しやすい環境の中で、この事業が進められることを願っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上を持ちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ここで、しばらく休憩いたします。40分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後2時27分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、9番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本です。通告書に従って質問をさせていただきます。件名1、町営墓地の利用についてお尋ねさせていただきます。

皆さんも御存知のように、お彼岸やお盆にはですね、先祖供養のお墓参りをするということが、日本国民はもとより、世界中の民族の習慣でもあります。私のもので、質問の主旨でございますが、芦屋町には、いくつかのというか、もう5カ所とわかっていますが、5カ所の町営墓地がありますけれども、今回の質問の内容は、町が管理している墓地にですね、墓を建てたいが、墓地を借りることができないとか、管理状況がよくないとか、そういった声を聞いておりますので、その利用、管理状況についてお尋ねをさせていただきます。答弁は簡潔にお願いいたします。

まず、要旨1の町営墓地の箇所数及びお墓の基数はどのようになっていますか。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町が管理している墓地は5カ所で、お墓の総数は約1,800基となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、5カ所という話でございますが、じゃあですね、その5カ所の中で、今、利用可能な区画はいくつ、何基ありますか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

5カ所ございますが、利用可能な箇所というのは、実は平成10年度に鶴松墓地について新規使用者の募集を行って、12区画に対して26人の申し込みがあつて、全て借地ということですので、どの墓地も若干の空き地はございますが、ほぼ満杯状態ということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、鶴松のお話はありました。その他もろもろ少しは余裕があるという話でございますが。私ですね、実は5カ所全部歩いてきております。整備の仕方によってはまだまだ十分入れる余地はあるというふうに思っております。

ではですね、墓地を借りる場合、貸し付けなのか分譲なのか、どちらでしょう。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町内にある5カ所の墓地は、鶴松墓地はその土地が国の国有林となっておりますが、それ以外は全て町有地となっておりますので、全て使用に対して借地ということしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

ちょっとわかりにくかったんですが、借地ですか。私は貸し付けか分譲かということを知っています。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

すみせん、貸し付けということでございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

では、貸し付ける場合ですね、使用料として一区画いくら徴収してありますか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

貸し付けに関しまして、使用料等は一切無償となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、使用料は徴収していないということでございますけれども、では、利用者と町が契約するときに、無料でいいというふうになっているんですか、どうですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

現在、町営墓地の貸し付けにつきましては、町では墓地関係のマニュアル、それと、墓地の利用状況等の様式等を定めて事務を行っております。この中で、借地に関して特段の使用料というもの町で定めておりませんので、新たに貸すときについても、使用料がいくらということは明記しておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

わかりました。

では、次に行きますが、鶴松墓地についてちょっと話、移りたいと思います。その今、鶴松墓地は国の用地ということは説明ありました。では国と町の中で協定を結んであるかと思いますが、その中には貸付料に関して何か記載がされておりますか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

鶴松墓地に関しましては、国有林野無償貸付契約書というものを福岡森林管理所長と芦屋町の間で契約を結んでおります。その中に第3条のところで、芦屋町は貸付物件またはこれに設置した施設を営利を目的として使用してはならないという文言がございまして、この鶴松の国有林を借りるに際しては、あくまで国との契約は無償ということで借り受けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

国からの貸し付けの状況では、無償でいいということのようですけれども、まあ私、これちょっと不思議でたまらないんですね。基本的に私は国のやつだから、国の土地をすれば無償かなと思っておりますが、その後、何か指導か何かあっておりませんか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

国の国有林等を貸し出す場合には、原則有償としなさいというような、会計検査院からの指導があつているというふうに聞いております。ですが、この鶴松墓地を借りた経緯というのが、昭和14年に芦屋飛行場ができるときに、飛行場予定地にあつた墓地を移設する、またほかの国有地にあつた墓地を移設するために、当時国の土地でありました鶴松の土地に移設した。その移設に当たって芦屋町内にあるから、芦屋町で管理しなさいというようなことのいきさつがあつたというふうに聞いております。ですから、あくまで芦屋基地にあつた墓地とか国有林は、そもそも国が管理するべきものだから、その土地を芦屋町が管理するといつて、そこを有償にしてまで、町で管理しませんよということがあつたというふうに聞いております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

この問題はですね、この件については国と町の関係ですから、非常に歴史が古い、長い歴史を踏んできているわけですが、その他の4地区、4カ所といいますか、でも無償になっているわけですが、私はこの町有地、俗に言う町営墓地を借りて無料でいいというのは本当に不思議だなと思っています。

じゃあですね、墓地以外の町有地を借用する場合は、一般的には受益者負担という考え方で、やはり使用料徴収というのが一般的な考えではないかと思いますが、それからすれば、この今の対応はおかしいというふうに思います。

重ねて尋ねることになりますけれども、この私が考えている町営墓地というのはですね、今、ちょっと出ましたけども、利益を上げる必要はありません。けれども、地代は使用料、維持費は管理費という形で徴収をするという方向に持っていけないといけないと思いますが、いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

芦屋町が持っている鶴松墓地以外の墓地でございますが、田屋墓地と大久保墓地、柏原にあります。この二つについてはそもそも地域の方が使用していた墓地ということで、現在は町の管理というふうになっておりますけれども、それぞれ墓地の管理は地域の組合の方が管理していただいております。聞くとところによると、その管理組合の中で管理料というのは地域の方がお支払いしているという現状があるようです。それと、御廟所墓地については、まだ芦屋町が山鹿村と合併する前から官有地の墓地であったと。ですから、それが芦屋町と合併して今の町有になった。ですから、もう随分前から墓地として使用されていた。そういったところで、現在引き継いでおるわけですが、そういった墓地を一律、その例えば維持費がかかっているのに、管理料を取るといふことを今からするというのは、いろいろ難しい問題があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

確かにですね、難しい問題があろうかと思いますが、一つずつ改善をしていくべきだと私は考えています。

では、次にですね、要旨でいきますと、3、4、5とありますが、5を先に進めさせていただきませんが、最近ではいつ公募したのか。次の公募時期はいつなのかをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

最近では、平成10年にその鶴松墓地を12区画募集を行いまして、26人の申し込みがっております。次の公募の予定は特に決まっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

現状では、今、公募予定はないということですが、先ほど冒頭に言いましたけど、私、現場を見てきております。空き地があります。もう少し整備をしたら、まだできます。まあそういうことから考えると、もう少し住民サービスのためにもですね、整備を早急に対応すべきだと私は考えます。この件はいいです。

次に3と4のほうに移らせていただきますが、これ、一緒にお尋ねさせていただきます。管理状況についてということになりますが、墓地の管理の実態は、例えば草刈り、清掃、これは業者委託ですかどうですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

墓地内の管理につきましては、町内業者に委託して行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

先ほどから言っていますように、いいですか、土地はただで貸してあげてですよ、草刈りや清掃まで行政が行うというのは、私は過剰な住民サービスだと思っております。

ではですね、管理台帳はありますか、どうですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

平成13年に現地を確認しまして、墳墓の配置図、それと台帳を整備しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

なぜ私、これお尋ねしているかというのですね、たまたまこの窓口に町民の方が見えたときに、そのやり取りがあっていたとき、私はたまたま遭遇したんです。そういうことを聞いていますので、この質問をしているんですが、やっぱりですね、遠く離れてこの芦屋町に居住している方、そういう方たち特に墓を持っていません。したがって、やっぱり墓地を借りたいと言う方がおられるわけです。そういう方々の要望に応えなければならないと思いますけれども、そういう面では早急にですね、整備をする必要があるかという考えます。

ではですね、墓地についての問い合わせや苦情、そういうったものが今までいくつあったと思いますが、直近で結構です。どんな内容がありましたか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

墓地に対する苦情というか、今、辻本議員さんがおっしゃったように、いつになったら貸してくれるのかというような苦情はあっております。ただ、ほかに墓地の募集についてという苦情が年間どれくらいあるかというところ、年に数回、一、二回あるかないかというところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

ではちょっと基本的なところをお尋ねしますけれども、墓地の管理条例はありますか。どうですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

墓地の管理条例はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

行政の所掌事務というのは、法律はもちろんですが、町の条例、規則、そういったものによって対応しなければならないわけですが、条例に定めてないことを今行っているというふうに私、感じます。そこらはどうしても理解がいかないところがありますけれども。私、調べてみましたらですね、墓地、埋葬等に関する法律というのがあるんです。もちろん規則もあります。この中で、特に規則では、これは多分、県知事の許可がいると思いますけども、そういった許可証みたいなのはありますか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

墓地の納骨とか改装については、県からの市町村の委任事務となっておりますので、町のほうで事務をとり行っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

はい、わかりました。先ほど条例はないということでございますが、ここですね、最後になりますけど、町長にちょっとお尋ねします。

この問題はですね、町営墓地を設置してからというのが正しいかどうかわかりませんが、町営墓地になってから、長年にわたって過去の経過があって、長年にわたって今まで町として管理をされてこられています。これはもう当然、町長も御存知だと思いますけども。

あのですね、近年ですね、やっぱり遠方で暮らしている方で、先祖の墓を守ることはできないという方等はですね、最近納骨堂とか永代供養とか、そういう形で利活用されている方たちの状況もあることも知っております。また、無縁墓地化が進んでいると。まあそういう状況もあるようでございますが、いろいろ難しい面があろうと思いますけれども、リーダーシップを発揮されている波多野町長であればこそ、今、取り組むことができるんじゃないかというふうに期待をしております。

そこで提案でございますけれども、公営墓地は利用者による、先ほどちょっと言いました、利用者による管理組合、またあるいは、業者への委託方式で管理する方法もあると思います。そのためにも、やはり芦屋町独自の芦屋町の墓地管理条例を制定して、きちんと整備できれば、先祖代々の供養に対する利用者への啓蒙、あるいは住みよいまちづくりの一環にもなるのではないかと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

非常に大事な問題であるわけでありまして、これはやはり、そうですね、まずは芦屋町の墓地の問題なので、そのみずからが職員でもそうですし、議員の皆さんでも芦屋のその墓地にまず足を運んだことがあるかという問題が大きく、その気持ちになるかどうかということだろうと思いますが。実は私も山鹿のいわゆる御廟所というところにうちの墓地があるんですが、いつもお参りするわけですが、やはり今、御指摘のあったようにですね、私ごとですが、私のところのお墓の周り、ほとんどが無縁仏化しております。明らかに、年にそう行くところではないんですが、お盆に行っても、もうすぐわかるんですね。お花が上がっていない、もうごみだらけ、周辺の掃除もしていないということですね。

実はこれ、私、議員のときに一度、確か質問したことがあるんですね。そうしたときに、非常に複雑な問題が絡んでおるということですね、複雑な問題というのは、例えばある地区では地域の方が今言ったように管理してると。そして皆さんでお金を出し合っているという地域がある。そして片一方では、自分のお墓はするけど、今、課長が言ったように、道路とか木を切ったりとか、水の用意とか、それは町でしてあげているということで。そのことに関しまして、じゃあ無償でどうかということなんですが、まずはですね、まずやらなくちゃいけないのは、私が個人的に思うのは、まず、ちょっとこれ一緒にしたらいけないと思うんですが、今まさに空き家対策でやっているんですけど、それと全く同じだなと思いました。ちょっと副町長ともちょっと雑談の中で、何日か前に話したんですけど、明らかにお参りをしていないところは、ちょっとテープか何かでちょっと印してとかですね、何か方策をまず講じて、そのまず現況をしっかりと把握すると。そして現況を把握した上で、その持ち主と連絡が取れるかどうか。そのお墓のですね。連絡が取れるかどうかということ、まずしなくちゃいけないと思うんですね。それさえ取れば、今、辻本議員が御指摘のですね、じゃあ周辺の雑木だとか、水とかそういうことは町がやるけど、あとの管理料というのをですね、条例をつくって、それは私は本義だと思います。そう高いものを取ろうというのではないわけでありまして。そうすれば、そのお墓がおのずと将来にわたって管理ができると。連絡が取れるとかですね。そういうことでまずやらなくちゃいけないのが実態の把握。そしてそれから階段を一つずつ進んでいくと、いきなり条例化して、はいそうですよと言っても、なかなかですね。持ち主がほとんど私はわからないと思います。あれだけお参りしていないということではですね。多分東京、今お一人暮らしの老人の方、高齢者の方、そして子供さんお一人おられたとする。東京、大阪、そして、その芦屋の高齢者の方が亡くなる。そしてその結婚して向こうは、息子さんたちは向こうで霊園か何か買われるというような、例えばですよ、

そういうような連鎖がかなりあるんじゃないかとそういう実態がですね。まず実態がどうなっておるかという調査をしないと、辻本議員の今の、非常にあの、人としていくためですよ。先祖供養という大事な、日本人のやらなくちゃならないことがですね、ないがしろにされるのではないかと思いますので、そのことから、始められるところからまず始めてですね、先では条例化に進んでいくと。いきなり条例化というのはなかなかできないと思いますので、このことは非常に大事なことだと認識しておりますので。何とか一歩でも進めていければいいなと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、町長がお話されたとおりですね、これ非常に難しい問題だとあえてわかって、私、問題提起しているのですが。そういう面で、一朝一夕でできる問題ではないとよくわかります。ただ、私が見て回った限りでは、何カ所かあるのを公募しないというのはどうなのかなというふうに思います。本当に一方では無縁墓地化と言いますか、確かにあろうかと思いますが、そういうのも整理をしてどこかで、誰かの時代に整理をしないといけないわけです。したがって、私は今、リーダーシップを発揮されている町長がやったら、今、できるんじゃないかというふうに考えましたので、このように質問させていただきました。先々はですね、やっぱりきちんと管理料等は当然徴収すべきだというふうに思っていますので、これを頭においてですね、まあ特に担当課は、仕事はそういうふうに向けて頑張ってもらいたいと思います。

以上で質問は終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。なお、あしたも一般質問を行いますのでよろしくお願ひします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 07 分散会
